

高知市高齢者保健福祉計画
介護保険事業計画
(平成27~29年度)

「いきいき安心の高齢社会づくり」

~つながる! わたし・くらし・こうちし~

平成27年3月

高知市

はじめに

本市では、全国に先行する形で少子・高齢化が進み、本年には高齢者人口が9万人を超え、2020(平成 32)年には 10 万人に達し、その後も、75 歳以上の人口割合は増加し続けることが予想されています。介護保険制度では、要介護認定を受けられた方が、平成 12 年当初の約 7,000 人から平成 26 年度には 18,000 人を超えるまでになりました。

急速な少子・高齢化や人口減少の進展をふまえ、今後の高齢者施策のあり方が問われています。国においては、社会保障制度に関する改革が進められ、昨年6月には、効率的かつ質の高い医療提供体制の構築をめざすとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、「医療介護確保総合推進法」が制定されました。

この法律に基づき介護保険法が改正され、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化の観点から、地域支援事業の充実とあわせ、予防給付として行われてきた訪問介護と通所介護を地域支援事業に移行し多様化することや、特別養護老人ホーム入所者は原則要介護3以上の方を対象とすること、低所得者の保険料軽減策、利用者の自己負担の見直し等が盛り込まれました。

本市でも高齢者の皆様の多くは、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう「家族による介護や介護サービスを利用しながら、できる限り在宅で生活したい」と希望されており、こうした願いに応え、できる限り住み慣れた地域で自立した生活を送ることができる環境づくりが求められています。

今期(平成 27～29 年度)の計画では、こうした国の動向や市民の皆様のニーズをふまえ、団塊の世代が 75 歳を迎える 2025(平成 37)年を見据え、高齢者の方々が持つ能力を活かしながら自らが望む生活を送ることができる「自立した生活をめざした支援」をはじめ、「認知症の人への支援」、「高齢社会の健康づくり」、「いきがいつくり」を重点施策とし、地域包括ケアシステムの構築に向けた準備を着実に進めていくこととしております。

また、「いきいき百歳体操」や「かみかみ百歳体操」、認知症サポーターの養成等に加え、高齢者の方々の活躍の場の創出、健康増進と介護予防の推進を目的として平成 26 年度に開始しました「こうち笑顔マイレージ」等の取組も引き続き推進してまいります。

市民の皆様が、地域で互いに支え合いながら、いきいきと安心して暮らすことができる本計画がめざす目標の実現のためには、市民の皆様とともに取組を実践していくことが重要と考えておりますので、今後とも、より一層のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり多大なご尽力をいただきました「高知市高齢者保健福祉計画推進協議会」の委員の皆様並びにアンケート、意見交換会及びパブリックコメントなどで貴重なご意見をお寄せいただきました市民・事業者・団体の皆様に心から感謝申し上げます。



平成 27 年 3 月

高知市長 岡崎 誠也

目次

I 序論

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	1
3 計画期間	2
4 計画策定への取組	2
5 計画の点検・評価	6
6 計画推進協議会委員名簿	6

II 本論

第1章 高齢社会の背景と動向

1 社会構造の変化	7
(1) 少子・高齢化の進展	
(2) 孤立した高齢者の増加	
(3) 社会保障改革	
(4) 安全・安心に対する意識の高まり	
2 高知市民の健康福祉の現状	9
(1) 将来推計人口	
(2) 健康状態	
(3) 高齢者の状況	
(4) 介護保険認定者の状況	

第2章 本市のめざすまち

1 基本理念	17
2 基本方針	18
3 計画の概要	20

第3章 計画推進のための重点施策

重点施策の概要	22
1 自立した生活をめざした支援	24
1-1 自立支援の理解促進	26

1-2	自立をめざすケアマネジメントの実施	27
1-3	自立をめざす介護予防サービスの提供	29
1-4	生活支援の充実	31
1-5	介護サービスの質の向上	32
1-6	医療・介護連携	34
2	認知症の人への支援	36
2-1	認知症の理解促進	38
2-2	初期からの切れ目ない支援体制の充実	40
2-3	介護者への支援	42
3	高齢社会の健康づくり	44
3-1	生活習慣病の予防	45
3-2	住民主体の介護予防活動への支援	48
3-3	かかりつけ医, かかりつけ歯科医, かかりつけ薬局の普及	50
4	いきがづくり	52
4-1	社会参加を支援するしくみづくり	53
4-2	地域での支え合い・助け合いのしくみづくり	55

第4章 その他の具体的施策

5	誰もが暮らしやすい社会環境, 生活環境づくり	
5-1	公共空間や交通のバリアフリー化	56
5-2	生活空間の環境整備	58
5-3	福祉ニーズに応える住宅の整備	59
5-4	災害時の支援体制	60
5-5	生涯学習・生涯スポーツを推進するためのしくみづくり	62
6	権利擁護の推進	
6-1	高齢者虐待の早期発見・支援	63
6-2	権利擁護の普及推進	64
7	介護保険を円滑に実施するために	
7-1	介護保険の情報提供	65
7-2	介護相談, 苦情への対応	66

第5章 第6期介護保険事業計画

1 第6期介護保険事業計画の基本的な考え方	
1-1 計画策定の位置づけ等	67
1-2 計画の期間	67
1-3 これまでの経過	67
2 介護保険事業の現状及び推計	
2-1 人口, 被保険者数	72
2-2 要介護(要支援)認定者数	75
2-3 介護保険サービス給付	76
3 地域支援事業について	
3-1 各事業の内容	104
4 高知市地域包括ケアシステムの構築に向けて	
4-1 地域ケア会議の充実	109
4-2 在宅医療・介護の連携	109
4-3 認知症施策の推進	109
4-4 生活支援・介護予防サービスの充実	110
5 第6期計画期間における給付費の見込み	
5-1 介護サービス量の見込み	111
5-2 介護予防サービス量の見込み	112
5-3 総計	112
6 第1号被保険者の介護保険料額について	
6-1 保険料の算出方法	113
6-2 総賦課額の算出	114
6-3 介護保険料の基準額の計算	115
6-4 所得段階別第1号被保険者保険料	115
7 7期以降の推計(平成32年度, 37年度)	118
8 介護保険サービス一覧表	119

III 資料

第5期高齢者保健福祉計画(平成24~26年度)重点施策 概要	121
〃 結果	122

I 序論

1 計画策定の趣旨

本計画は、本市における高齢者保健福祉に関する総合的な計画を定めるものです。

本市では、平成5年度に最初の高齢者保健福祉計画を策定しましたが、平成12年度の介護保険制度の導入を機に全面改定し、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第一期計画)として生まれ変わりました。

その後、平成14年度の改定(第二期計画)、平成17年度の改定(第三期計画)、平成20年度の改定(第四期計画)、平成23年度の改定(第五期計画)を経て、本計画(第六期計画)に至っています。

本計画は、本市の高齢者を取り巻く現状をふまえたうえで、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定をはかるために策定し、新たな施策を推進していくものです。なかでも、自立支援や認知症支援、健康づくり、いきがづくり等について、重点的に取り組むこととします。

2 計画の性格

高齢者保健福祉の現状と課題を分析、幅広く長期的な視点で検討し、施策の方向性と実施していく事項を示しました。

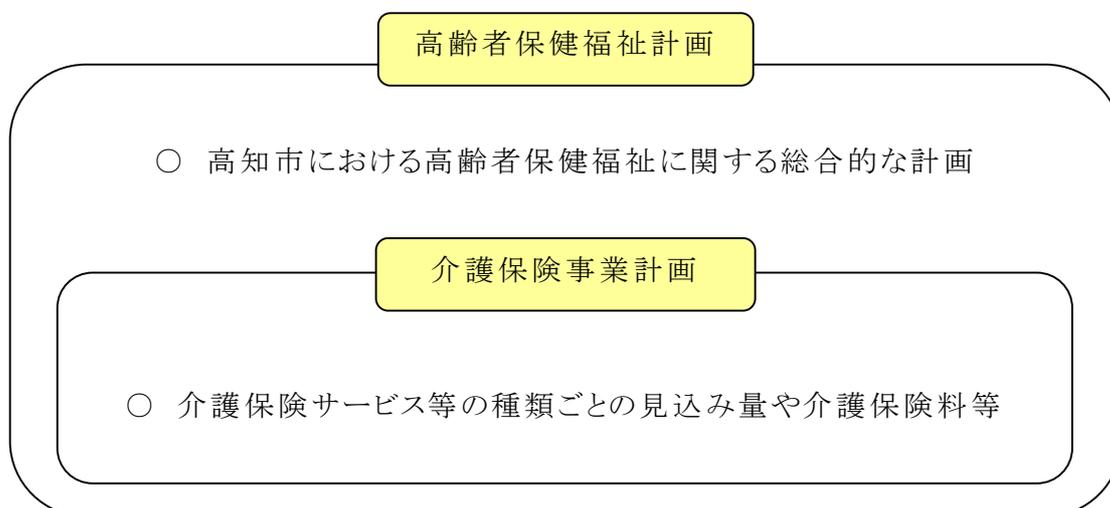
介護保険事業計画は、高齢者保健福祉計画に内包するものとして位置づけ、一体的に策定しています。

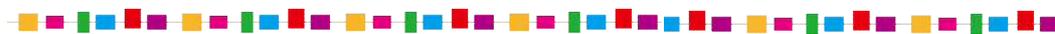
本計画の法令等の根拠は次のとおりです。

高齢者保健福祉計画(老人福祉法 第20条の8)

介護保険事業計画(介護保険法 第117条)

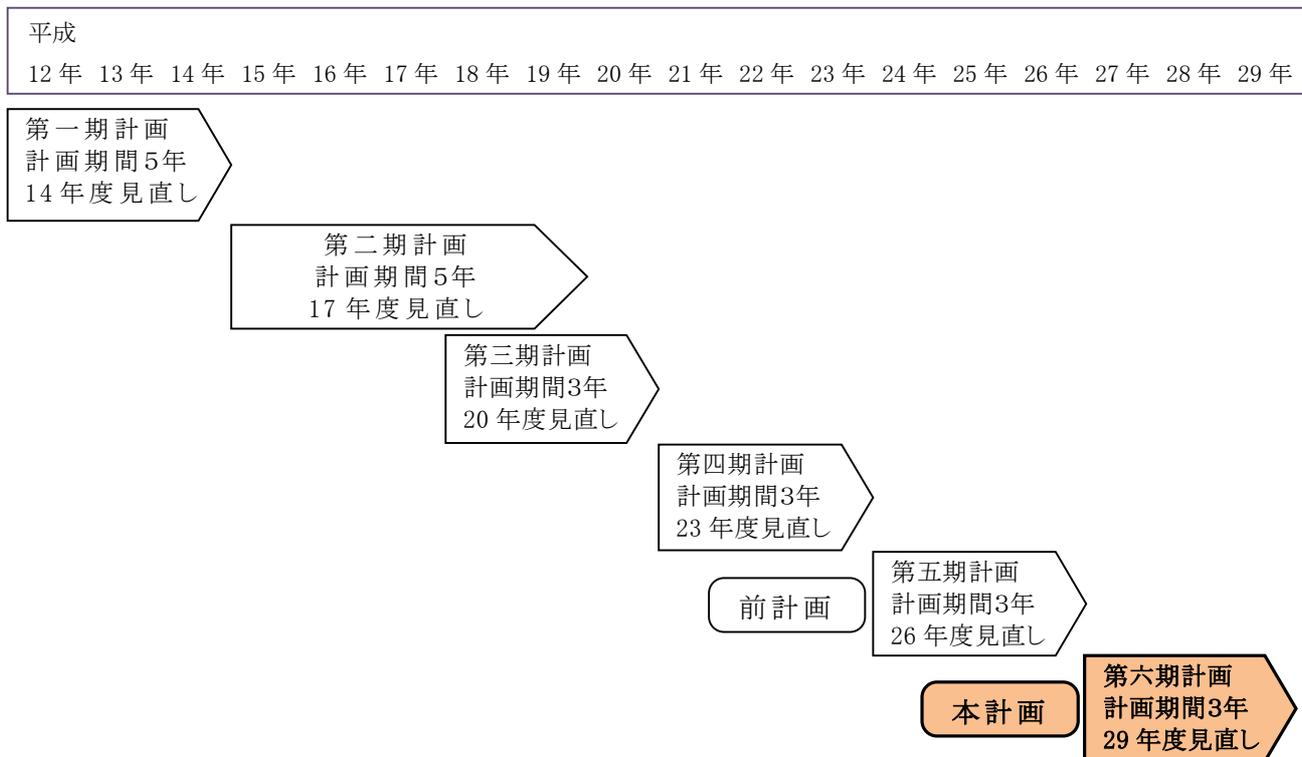
高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画との関係





3 計画期間

平成 27 年度から平成 29 年度までの3年間です。



4 計画策定への取組

計画策定の事務局体制として、健康福祉部関係各課の職員で構成する庁内検討委員会を設置し、現行施策の評価や課題分析を行いました。

また、40歳以上の市民や介護支援専門員（以下「ケアマネジャー^{※1}」という）を対象とした「高齢者保健福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

さらに、日頃から高齢者保健福祉に携わる専門職等を交えた意見交換会をテーマごとに2回ずつ、計4回実施しました。

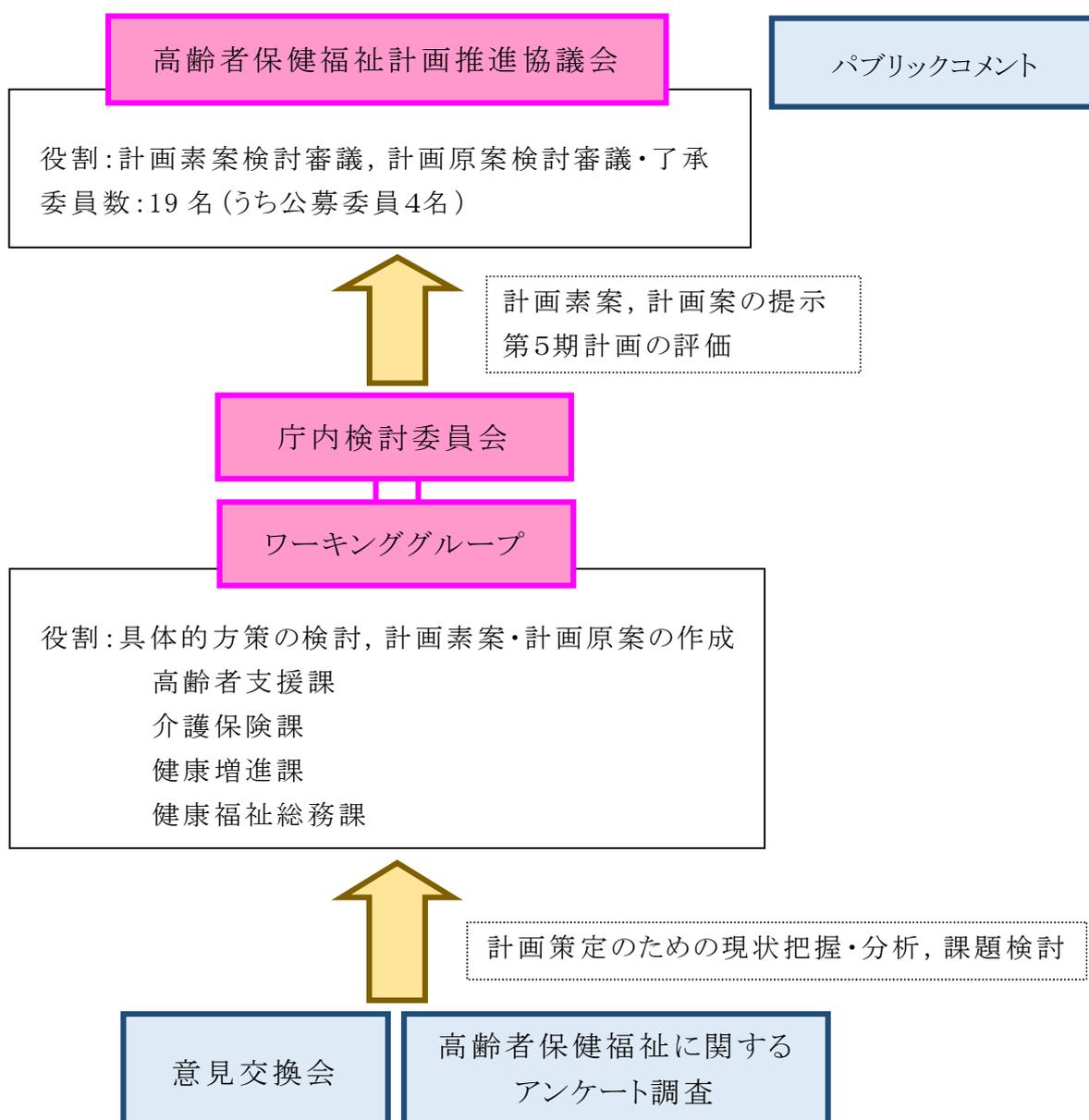
また、市民の方から計画案に対して広くご意見をいただくため、高知市市民意見提出（パブリックコメント）制度を実施しました。

これらの結果や意見を下に、事務局で計画原案を作成し、市民の中から選ばれた公募委員4名を含む「高齢者保健福祉計画推進協議会」での審議を経て策定しました。

※1 ケアマネジャー（介護支援専門員）

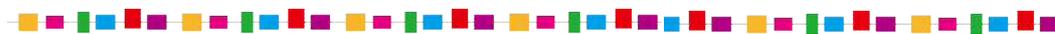
介護保険の認定者からの相談に応じ、その希望や心身の状況から適切な在宅または施設サービスが利用できるように、介護サービス計画を立てるとともに市町村、居宅介護サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う人

〈計画策定の体制〉



◎意見交換会について

テーマ	対象	内容(2回ずつ実施)
自立支援と総合事業	介護予防関係の事業所 住民組織 NPO 企業 等	① 私の望む生き方・生活とそのために必要なこと ② 自立した生活を実現するための支援とその担い手
認知症の人への支援	認知症の人と家族の会 民生委員 医療機関(各職種) 介護支援専門員 認知症実践塾終了者等	① 認知症の方が在宅生活を送るうえでの課題 ② 課題を解決するために必要な支援 [助言者] 海上療養所 上野秀樹先生



〈高齢者保健福祉に関するアンケート調査概要〉

計画の策定に当たり、被保険者等の日常生活状況や介護予防・介護保険制度に関する意識等を把握するために実施しました。

実施期間：平成 26 年 7 月 4 日～22 日

① 一般

対象者	40～64 歳で要支援・要介護認定を受けていない者
対象者数	2,000 名
調査用紙の配付・回収方法	郵送
回収結果(回収率)	790 名 (39.5%)

② 一般高齢

対象者	65 歳以上で要支援・要介護認定を受けていない者
対象者数	1,500 名
調査用紙の配付・回収方法	郵送
回収結果(回収率)	875 名 (58.3%)

③ 居宅(a・b)

対象者	40 歳以上で要支援・要介護認定を受けて、居宅にいる者(サービス未利用者も含む) a: 要支援 1・2 b: 要介護 1～5
対象者数	a:1,000 b:1,100
調査用紙の配付・回収方法	郵送
回収結果(回収率)	a:619 名 (61.9%) b:475 名 (43.2%)

④ ケアマネジャー

対象者	高知市内の居宅介護支援事業所に所属するケアマネジャー
対象者数	281 名
調査用紙の配付・回収方法	郵送
回収結果	200 名 回収率:71.2%

※結果の詳細は「高知市高齢者保健福祉に関するアンケート調査報告書」を参照

〈計画検討の流れ〉

計画は、次のとおり検討審議されました。

会の種類	開催日	主な内容
第1回 高齢者保健福祉計画推進協議会	平成26年 5月29日	<ul style="list-style-type: none"> 本市の高齢者保健福祉に関する現状・課題と方向性 高知市高齢者保健福祉計画(平成24～26年度)検討体制・スケジュールについて 高知市高齢者保健福祉に関するアンケート調査・意見交換会
意見交換会 「自立支援と総合事業」	7月24日	<ul style="list-style-type: none"> 私の望む生き方・生活とそのために必要なこと
〃	8月6日	<ul style="list-style-type: none"> 自立した生活を実現するための支援とその担い手
意見交換会 「認知症の人への支援」	8月18日	<ul style="list-style-type: none"> 認知症の人が在宅生活を送るうえでの課題
〃	8月23日	<ul style="list-style-type: none"> 課題を解決するために必要な支援 [助言者] 海上寮療養所 上野秀樹先生
第2回 高齢者保健福祉計画推進協議会	10月22日	<ul style="list-style-type: none"> 高知市高齢者保健福祉計画(平成24～26年度)重点施策の結果 高齢者保健福祉に関するアンケート調査結果報告 高齢者保健福祉計画意見交換会報告 高知市高齢者保健福祉計画(平成27～29年度)の概要案
第3回 高齢者保健福祉計画推進協議会	11月27日	<ul style="list-style-type: none"> 高知市高齢者保健福祉計画(平成27～29年度)素案
第4回 高齢者保健福祉計画推進協議会	平成27年 1月7日	<ul style="list-style-type: none"> 高知市高齢者保健福祉計画(平成27～29年度)素案 高知市介護保険事業計画(平成27～29年度)素案
パブリックコメント	1月15日 ～ 2月4日	
第5回 高齢者保健福祉計画推進協議会	2月20日	<ul style="list-style-type: none"> 高知市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成27～29年度)原案



5 計画の点検・評価

計画策定後は、高知市高齢者保健福祉計画推進協議会に対し、定期的に計画の評価等を報告するとともに、進行管理を行っていきます。また、ホームページに計画の概要を掲載し、市民に情報発信をする一方、市民からの声を受け、市民とともに計画を点検・評価していきます。

6 計画推進協議会委員名簿

(任期:平成 26 年4月1日～29 年3月 31 日)

	所属・役職等	委員氏名	協議会 役職
1	国立大学法人高知大学教育研究部医療学系連携医学部門(公衆衛生学) 教授	安田 誠史	会長
2	社会福祉法人高知市社会福祉協議会 事務局長	舩田 郁男	副会長
3	社団法人高知県建築士会	藍原 初子	
4	高知県ホームヘルパー連絡協議会 高知市社会福祉協議会ヘルパーステーション サービス提供責任者	井上 光津	
5	公募委員	清久 美智子	
6	公益社団法人高知県理学療法士協会 事務局長	栗山 裕司	
7	公募委員	坂本 勝博	
8	公益社団法人認知症の人と家族の会高知県支部 世話人代表	佐藤 政子	
9	高知県薬剤師会 高知市薬剤師会 会長	寺尾 智恵美	
10	NPO 法人高知市身体障害者連合会 会長	中屋 圭二	
11	高知市老人クラブ連合会 副会長	西村 和彦	
12	高知市民生委員児童委員協議会連合会 副会長	野田 裕和	
13	高知市居宅介護支援事業所協議会 監事	橋田 信子	
14	高知県老人福祉施設協議会 副会長	福田 晃代	
15	公募委員	森本 大輔	
16	公募委員	山崎 康平	
17	一般社団法人高知市医師会 理事	山村 栄一	
18	一般社団法人高知市歯科医師会 副会長	依岡 弘明	
19	高知市地域高齢者支援センター出張所連絡協議会 会長	和田 節	

会長, 副会長以下五十音順

Ⅱ 本論

- 第1章 高齢社会の背景と動向
- 第2章 本市のめざすまち
- 第3章 計画推進のための重点施策
- 第4章 その他の具体的施策
- 第5章 第6期介護保険事業計画

第1章 高齢社会の背景と動向

1 社会構造の変化

(1) 少子・高齢化の進展

わが国は平均寿命の急速な伸長と出生率の低下に伴う少子化によって、世界でも最も高齢化の進んだ国となっています。

日本の将来推計人口(平成 24 年1月推計)をみると、2010(平成 22)年の総人口は1億2,806 万人でしたが、以降、長期の人口減少過程に入り、2026(平成 38)年には、1億 1,981 万人と1億2千万人を割り、2048(平成 60)年には、1億人を割って 9,913 万人になることが予測されています。

高齢化率は、2010(平成 22)年の 23.0%から、2035(平成 47)年には 33.4%と3人に1人を上回り、2061(平成 73)年には 40%に達すると予測されています。高齢者人口は、第2次ベビーブーム世代が 65 歳に到達する 2042(平成 54)年に 3,878 万人に達しピークを迎えます。本市では、国より5年ほど早く高齢化が進んでおり、2037(平成 49)年前後に高齢者人口のピークを迎えると予測されています。

このような急速な少子高齢化に伴って、産業、経済、社会保障などのさまざまな分野で大きな影響が予測され、構造的な変革が求められています。

そのため、超高齢社会に対応する、新しい社会のしくみづくりをめざさなければなりません。そして、市民一人ひとりが、長寿化した一生をいかに充実したものにするか、健やかでいきがいをもって過ごすかといった課題に対応していくことが重要です。

(2) 孤立した高齢者の増加

近年、核家族化の進行や生涯未婚率の上昇により、一人暮らし高齢者の割合が増加しており、今後も増え続けると予想されています。

特に、本市の一人暮らし高齢者率(2010(平成 22)年)は男性 14.1%、女性 28.4%に達しており、全国の男性 11.1%、女性 20.3%を大きく上回っています。

また、近所づきあいも減少しており、孤立死が社会問題になっています。このままでは社会との関係を失い、寂しい高齢期を過ごす高齢者が増加していきます。高齢者が助け合い、見守り合う社会の構築が重要です。

(3) 社会保障改革

少子・高齢化、人口減少の進行は、労働力人口の減少や消費の減少等による経済成長力の低下、年金・医療・福祉など社会保障分野における需要の増大など、社会経済全体にさまざま



まな影響を与えています。年金、医療・介護、子ども・子育て等に使われる社会保障費は、2012(平成24)年の109.5兆円が2025(平成37)年には148.9兆円まで伸びると推計されました。

こうした中、2012(平成24)年8月に成立した「社会保障改革推進法」に基づき、有識者による社会保障制度改革国民会議が行われ、2013(平成25)年8月に報告書が取りまとめられました。その審議の結果等をふまえて、同年12月、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」が成立しました。この法律を受けて、2014(平成26)年6月、医療・介護分野において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が制定されました。

この法律によって介護保険法が改正され、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化の名目で、①地域支援事業の充実とあわせ、全国一律の予防給付(訪問介護・通所介護)を地域支援事業に移行し、多様化すること、②特別養護老人ホーム入所者を原則要介護3以上に限ること、③低所得者の保険料軽減を拡充すること、④一定以上の所得のある利用者の自己負担を2割へ引上げること等が盛り込まれました。

(4) 安全・安心に対する意識の高まり

近年わが国では、集中豪雨や地震・津波、そして火山噴火や雪害などの自然災害が相次いで発生しています。本市でも近い将来、南海トラフ地震の発生が予想されており、人々の自然災害に対する危機感も高まっています。

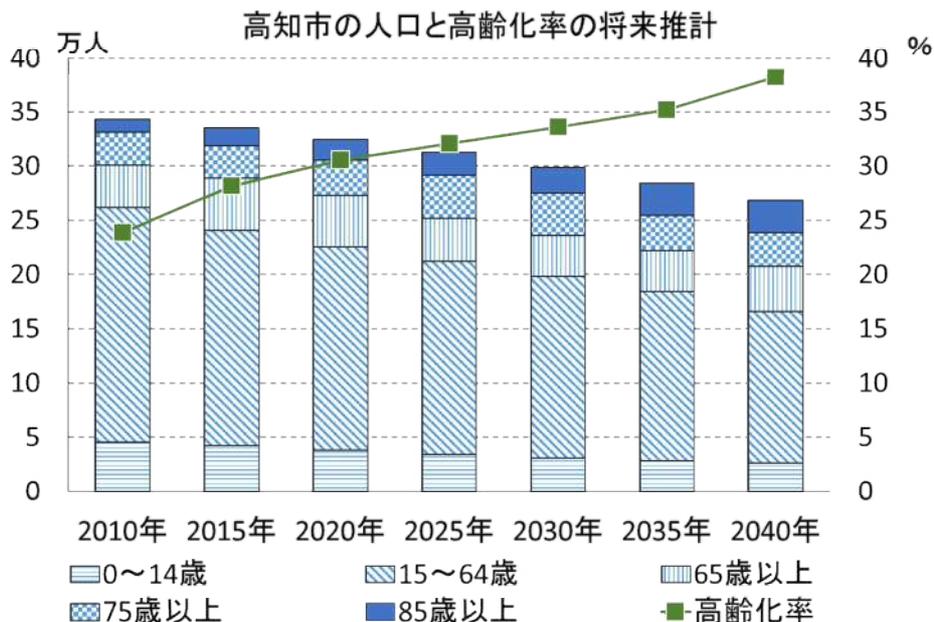
堤防の強化や避難タワーの建設などハード整備とともに、自主防災組織の活発化や避難行動要支援者の支援体制の構築などソフト面の整備も急務です。また、災害時にも助け合えるような地域の絆や高齢者の見守り等、人と人のつながりの再構築を進めていくことが重要です。

2 高知市民の健康福祉の現状

(1) 将来推計人口

◇ 人口と高齢化率

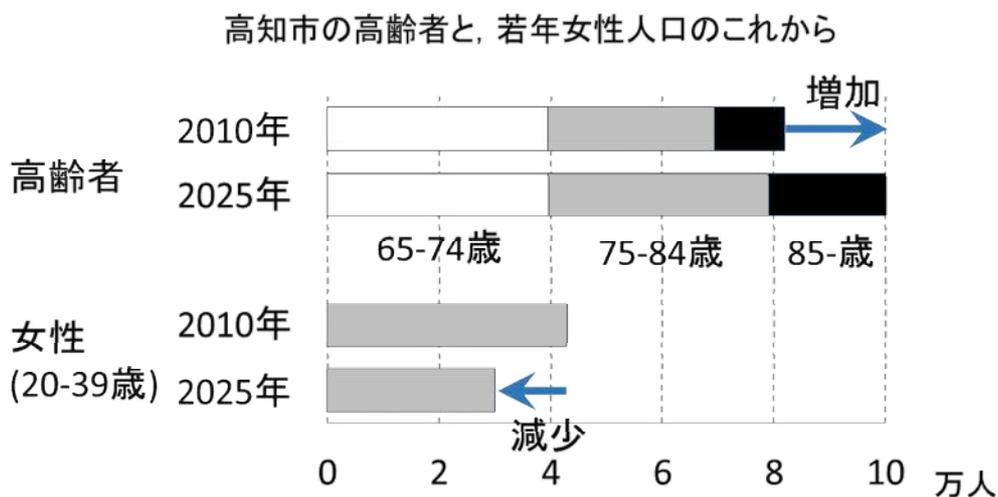
本市の人口は今後減少を続け、2030(平成42)年には30万人を割ると予測されています。高齢者人口は2020(平成32)年に10万人に達し、以後横ばいとなりますが、85歳以上は増え続けます。65歳未満の人口は減少を続け、高齢化率は2020(平成32)年に30%に、2035(平成47)年には35%に達する予測です。



国立社会保障・人口問題研究所(平成25年3月推計)より

◇ 高齢者と若年女性人口

高齢者の人口は、2010(平成22)年から2025(平成37)年の15年間に約2万人増加します。そのほとんどが75歳以上の後期高齢者です。また、この間に医療介護の職につく人の多い20~39歳の女性は約3割減少します。



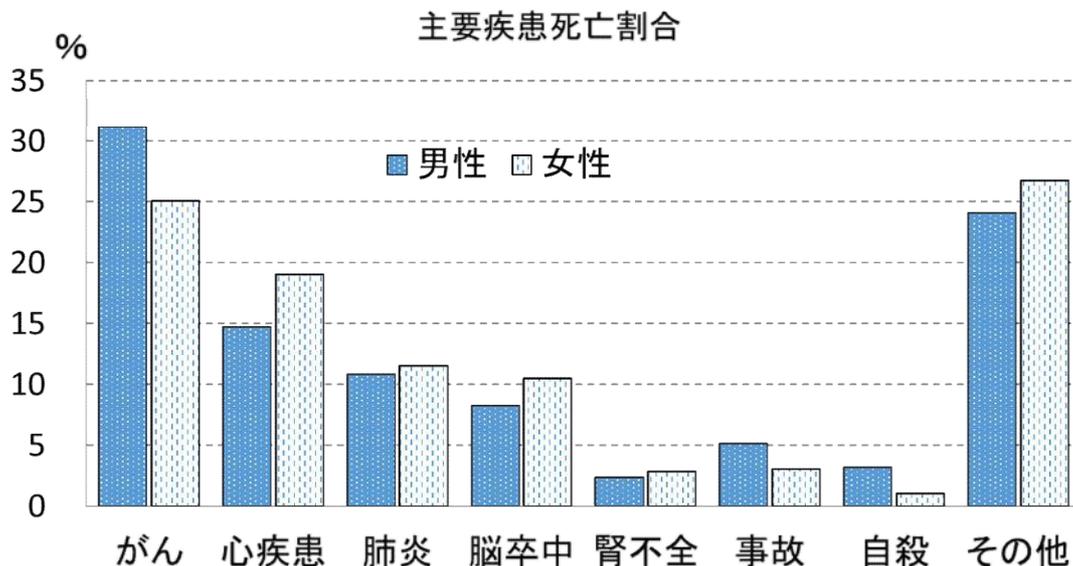
国立社会保障・人口問題研究所(平成25年3月推計)より



(2) 健康状態

◇ 主要疾患死亡割合

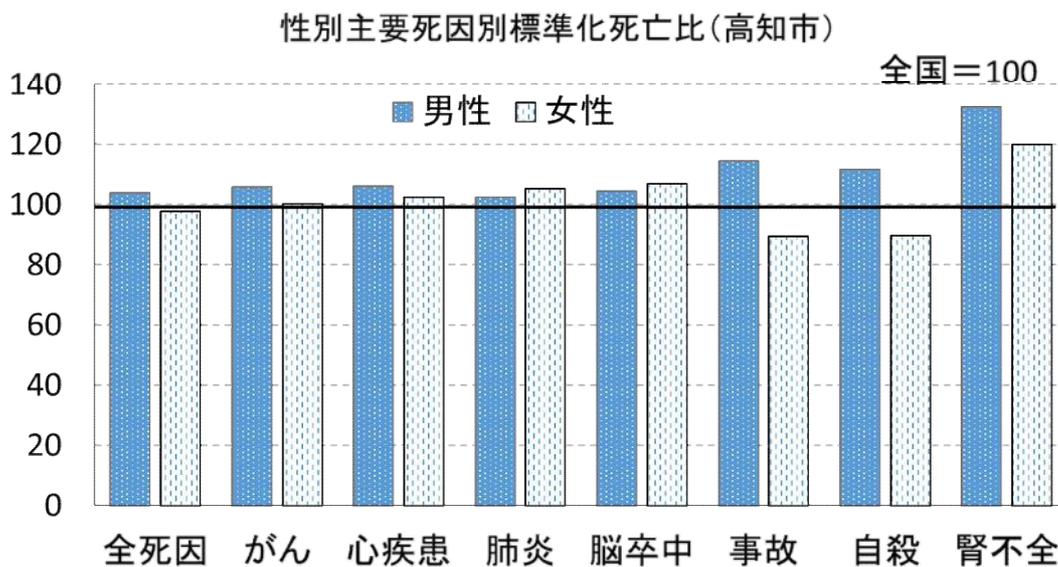
平成 24 年の本市の主要疾患死亡割合は、がんが最も多く、次いで心疾患、肺炎、脳卒中の順で全国と同様です。近年、高齢者に多い肺炎が脳卒中を抜いて3位に上がりました。



平成 24 年人口動態統計より

◇ 標準化死亡比

年齢構成を補正し、全国と同じなら 100 になるようにして計算した平成 20~24 年の主要疾患の標準化死亡比では、男性はいずれの死因でも 100 を超えており、特に高かったのが腎不全 (132.6)、事故 (114.5)、自殺 (111.8) でした。女性は全死因 (97.9) では 100 を割っていますが、腎不全 (120.1)、脳卒中 (106.9)、肺炎 (105.2) が高い値になっています。

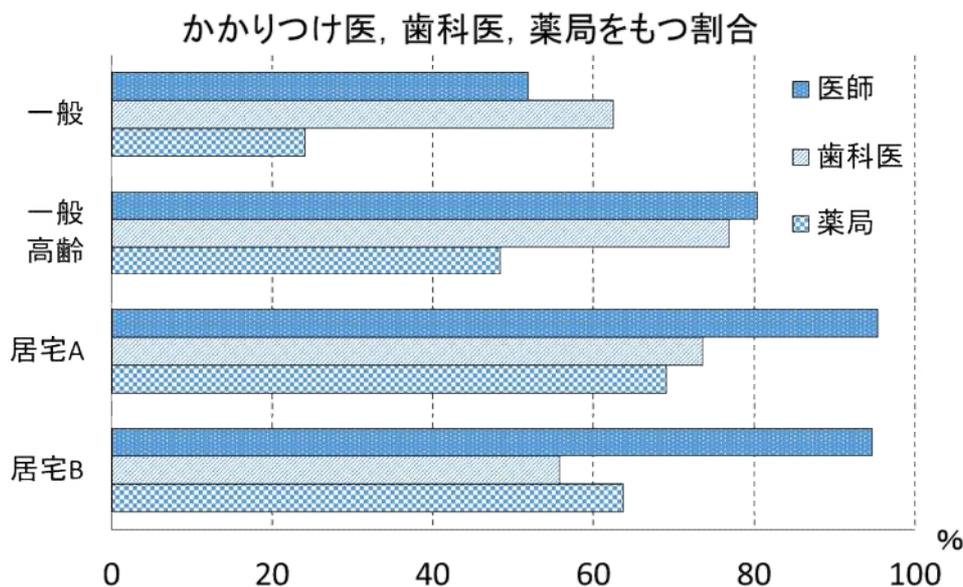


平成 20~24 年人口動態統計より



◇ かかりつけ医，かかりつけ歯科医，かかりつけ薬局の有無

かかりつけ医がいる人の割合は高齢者ほど高く，介護保険認定者では約 95%です。かかりつけ歯科医がいる人の割合は要介護認定者で最も低く，かかりつけ薬局がある人の割合は介護保険認定者で高くなっています。



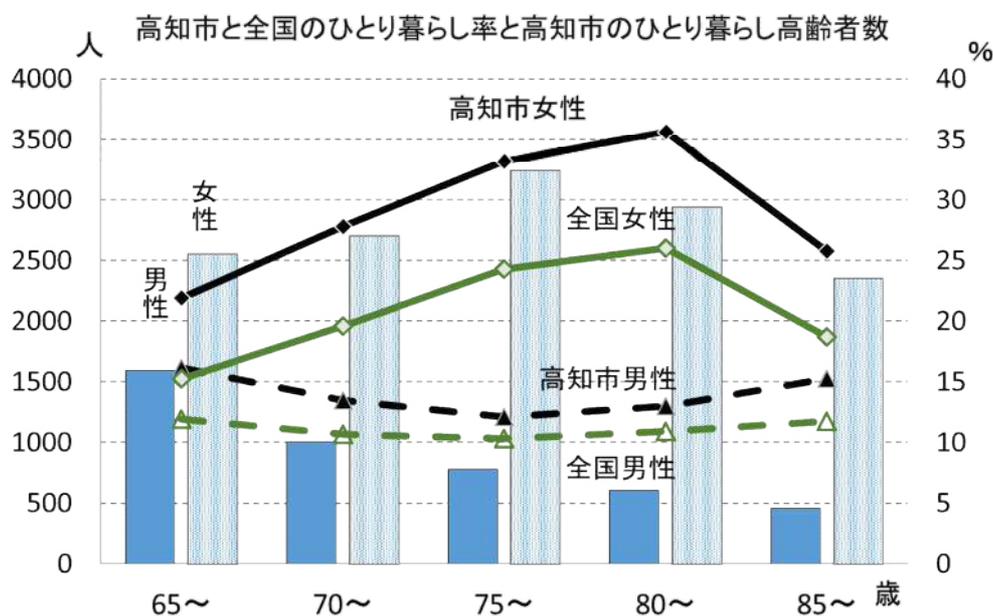
一般: 40~64歳で要支援・要介護認定を受けていない人
 一般高齢: 65歳以上で要支援・要介護認定を受けていない人
 居宅A: 40歳以上で要支援1・2の認定を受けて, 居宅にいる人
 居宅B: 40歳以上で要介護1~5の認定を受けて, 居宅にいる人

平成 26 年度 高齢者 保健福祉 アンケートより

(3) 高齢者の状況

◇ 一人暮らしの高齢者

平成 22 年の国勢調査の結果では，本市の高齢者の一人暮らし率は男性 14.1%，女性 28.4%で，全国と比較しても高くなっています。平成 12 年に 3,093 人だった 80 歳以上の一人暮らしが平成 22 年には 6,361 人にまで増加しています。

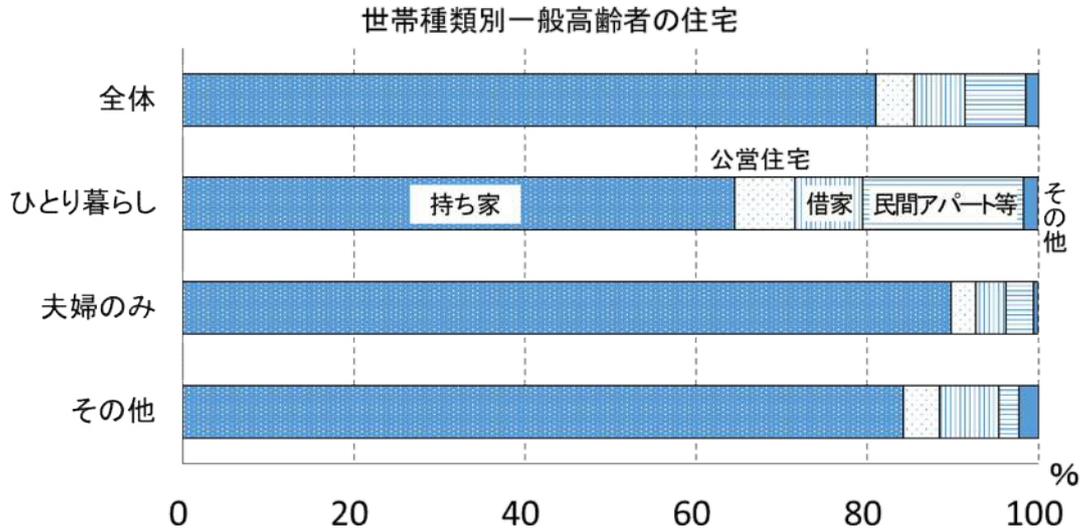


平成 22 年 国勢調査より



◇ 高齢者の住まい

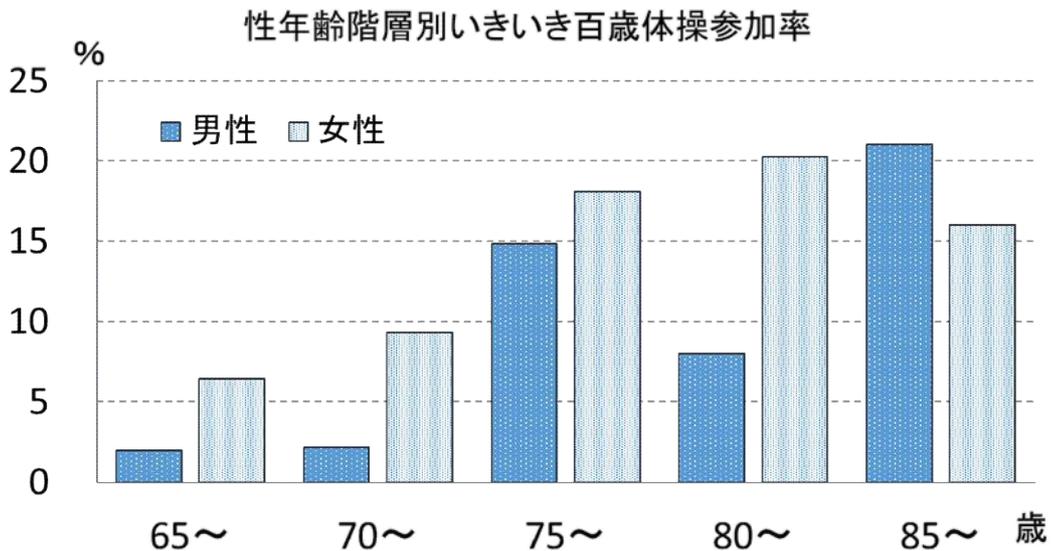
高齢者の住まいでは、持ち家が 80.9%と最も多く、次いで民間のアパート等(7.1%)，民間借家(5.9%)，公営住宅(4.5%)の順になっています。ただし，一人暮らし世帯では持ち家は 64.5%と少なく，民間アパート等が 18.9%に達しています。



平成 26 年度高齢者保健福祉アンケートより

◇ いきいき百歳体操への参加状況

いきいき百歳体操への参加率は一般高齢者で男性 6.1%，女性 12.4%，要支援高齢者で男性 15.6%，女性 33.2%となっています。年齢階級別では男女ともに 75 歳以上で高くなっています。

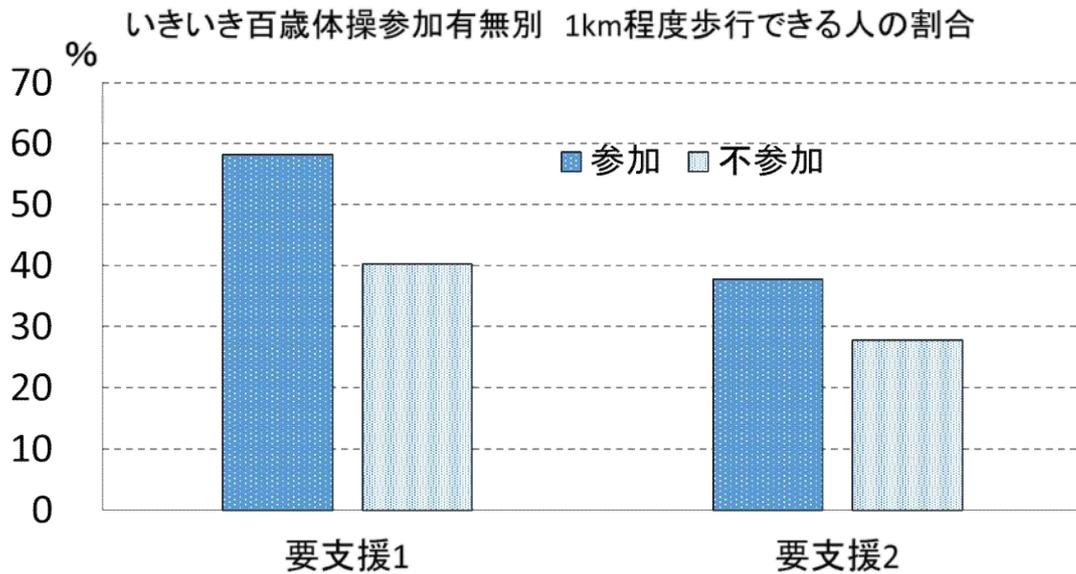


平成 26 年度高齢者保健福祉アンケートより



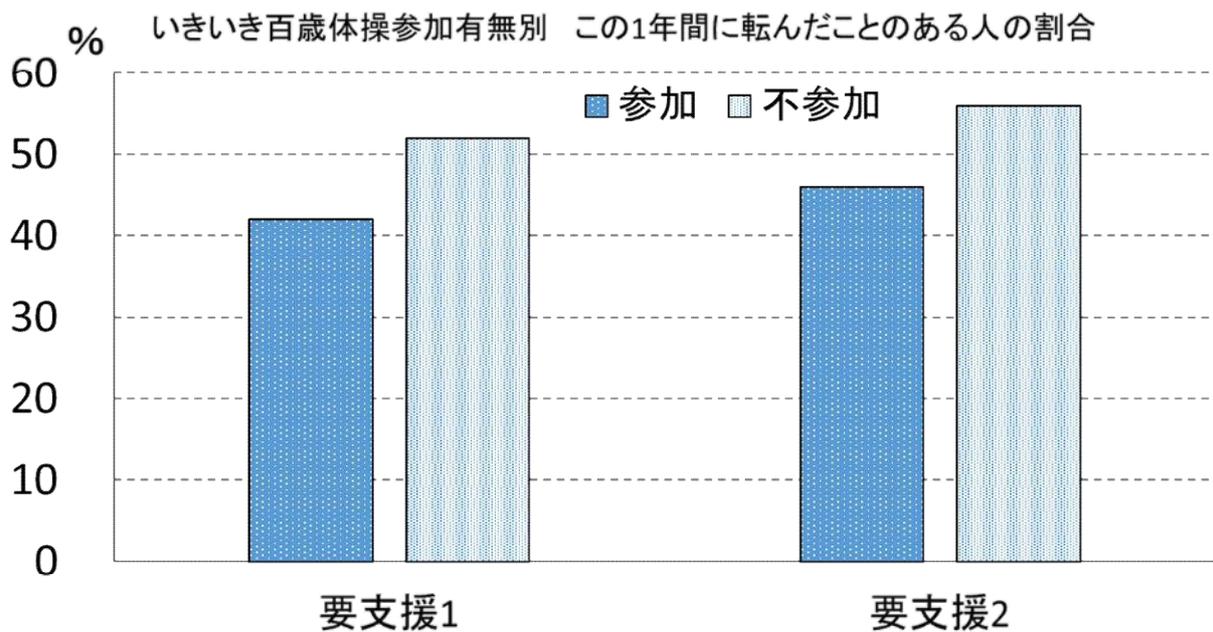
◇ いきいき百歳体操の効果

要支援1, 2の人の中で、いきいき百歳体操に参加している人は、そうでない人よりも1km程度歩行できる人の割合が高くなっています。



平成 26 年度高齢者保健福祉アンケートより

一方、この1年間に転んだことのある人の割合を比較すると、いきいき百歳体操に参加している人はそうでない人よりも転倒の経験が少なくなっています。



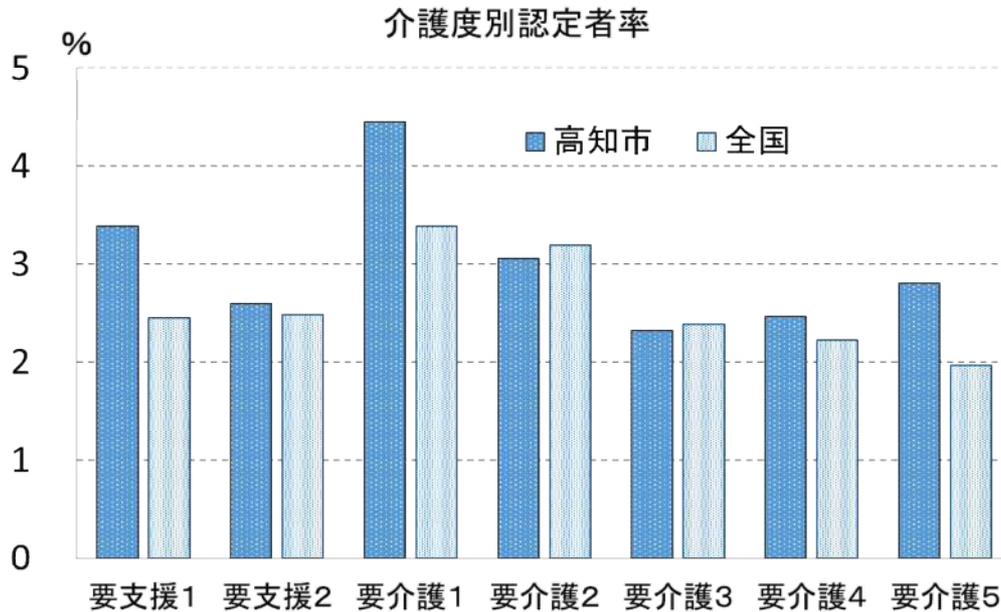
平成 26 年度高齢者保健福祉アンケートより



(4) 介護保険認定者の状況

◇ 介護度別認定者

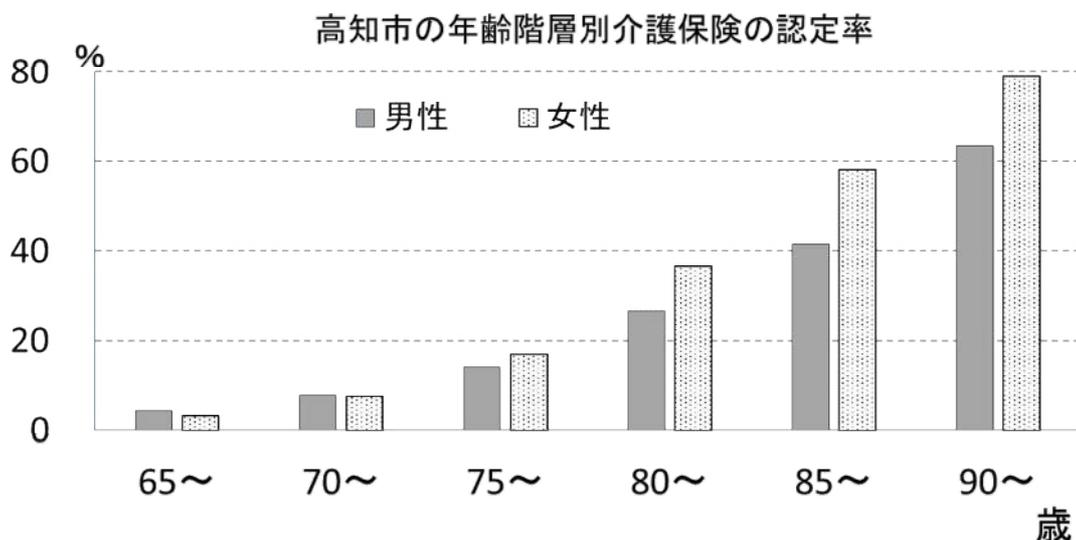
介護度別認定者率は要介護1が最も高く、次いで要支援1，要介護2の順です。全国と比較すると、要支援1，要介護1，要介護5がそれぞれ0.8～1%高くなっています。



介護保険事業状況報告(平成26年9月)

◇ 年齢階層別介護保険認定率

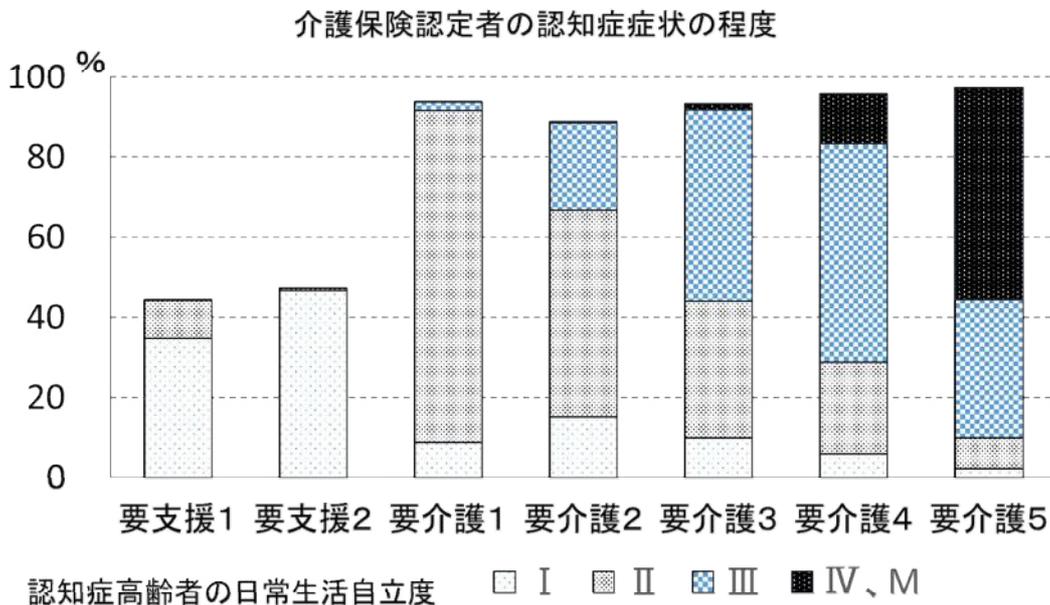
年齢階層別の介護保険認定率は、65～69歳では3～4%に過ぎませんが、加齢とともに急速に増加し、90歳以上では男性64%、女性79%に達します。65歳～74歳までは男性が女性よりも高いですが、75歳を過ぎると女性の方が高くなっています。



介護保険事業状況報告(平成26年9月)

◇ 介護保険認定者の認知症症状の程度

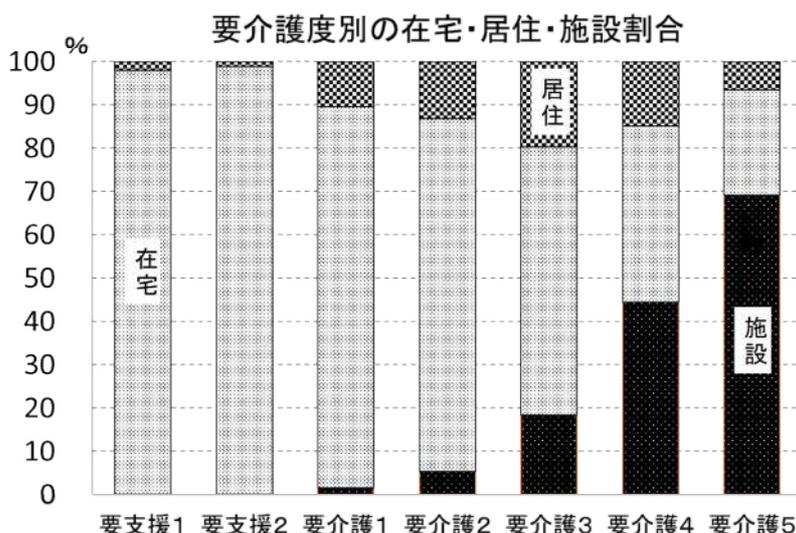
要支援1, 2では、認知症症状があっても日常生活はほぼ自立している人（Ⅰ）がほとんどです。要介護1では、誰かが注意していれば自立できる（Ⅱ）程度の認知症症状がある人が8割となり、要介護2以上では、介護や医療を必要とするⅢ, Ⅳ, Mの症状がある人が急速に増加します。



介護保険事業状況報告(平成26年9月)

◇ 要介護度別在宅・居住・施設割合

要介護2までなら8割以上の方が在宅で暮らしていますが、要介護3では6割、要介護4では4割、要介護5では2割に減っています。



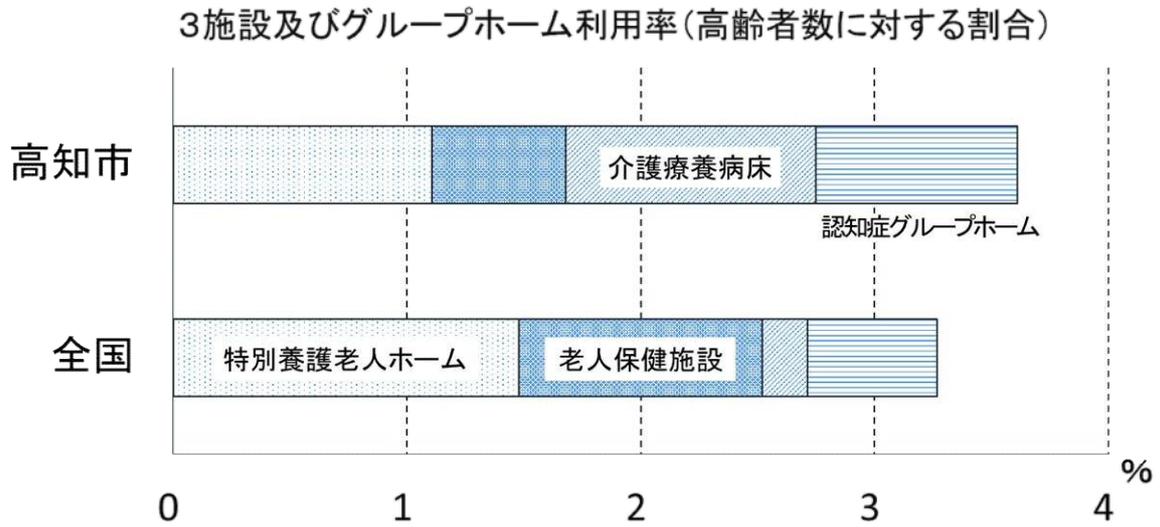
施設: 介護老人福祉施設, 介護老人保健施設, 介護療養型医療施設
 居住: 認知症グループホーム, 特定施設

介護保険事業状況報告(平成26年9月)



◇ 3施設及びグループホーム利用率

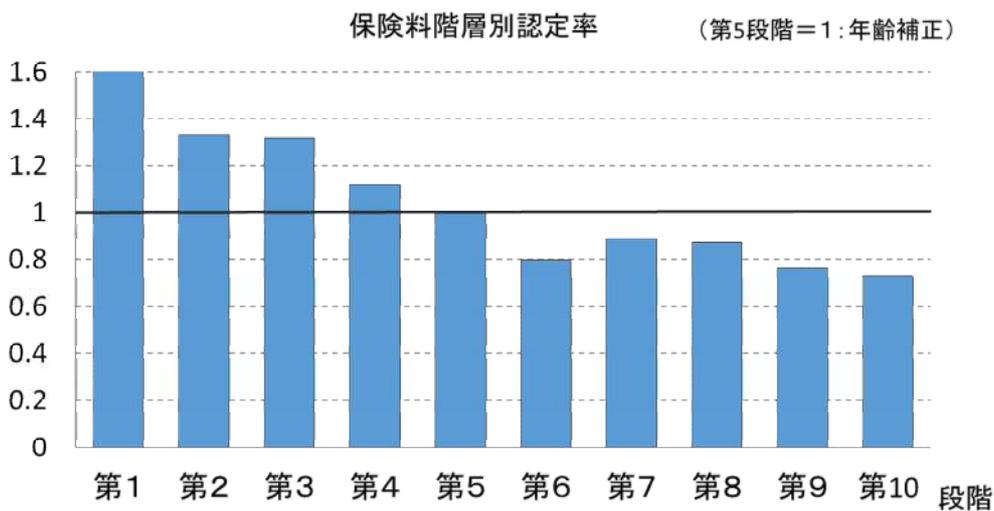
3施設(特別養護老人ホーム, 老人保健施設, 介護療養病床)及びグループホームの全体の利用率は全国よりやや高い程度ですが, 施設ごとで大きな差があります。介護療養病床の利用率は全国の5倍以上, 認知症グループホームも5割以上高いですが, 特別養護老人ホームは2割, 老人保健施設は4割低くなっています。



介護保険事業状況報告(平成26年9月)

◇ 保険料階層別の介護保険認定率

介護保険認定率は, 保険料階層が高くなる(高所得)ほど低い傾向があり, 第1段階の認定率は保険料が基準額となる第5段階の1.6倍で, 第9, 10段階の約2倍となっています。



介護保険事業状況報告(平成26年9月)

第2章 本市のめざすまち

1 基本理念

～つながる！ わたし・くらし・こうちし～

いきいき安心の高齢社会づくり

いま日本中が大きな変わり目にあります。【超】高齢社会といわれ、高齢者の割合が多い世の中のことです。人口ピラミッドの変化によって、現代社会を支えてきた社会保障制度の今後のあり方が問われています。しかし、まわりを見渡せばまだまだ元気な人がたくさん！今からでも一歩踏みだし、その中でともに楽しく暮らしていけるまちにしていきたいと思います。

(1) わたしの健康 (一人ひとり)

私たち一人ひとりに、高齢になった時の暮らし方に関する選択と心がまえが求められる時代となっています。「自分の健康は自分で守ることができる」よう、自分に合った健康づくりや、自分でできる家事や日常のささいなことを続けることで、元気な毎日を過ごすことができます。一人では難しくても、周りの人となら続けていけることも多いはずです。長年培った知恵や技能をいかして、やりがいのある生活ができるようにしていきたいと思います。

(2) くらしの健康 (身近な地域)

私たち誰もが、一人で生きていくことはできません。あなたの周りには、支えてくれる人や場所があるはずです。住み慣れた地域で、周りのみんなと支え合う「お互いさま」の関係で、充実した暮らしをめざしましょう。

(3) こうちしの健康 (社会のしくみ)

病気やけが、介護など、悩みや不安はつきないものです。そんなとき、いつでも相談できる場所があれば心強いかぎりです。また、困ったときには必要な支援が受けられ、住み慣れた地域でずっと自分らしく暮らしていける、そんな社会が必要です。

私たち一人ひとりが、その一員として力を寄せ合い、健康なまちをめざしていきたいと思います。



2 基本方針

国は、団塊の世代が75歳以上となる2025(平成37)年をめどに、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築をうたっています。

本市では、「自立支援」「地域づくり」「協働」の3つの基本方針を掲げ、地域の特性に応じた切れ目ない支援の充実・強化をはかっていきます。

(1) 自立支援

『いつまでも心も身体も健康でいたい』、『今の住まいで暮らし続けたい』、『友人や地域の方等人々となつながついていたい』、『できる限り役割を持ち続けたい』。誰もが、心身の健康を保ちながら、できる限り自立して、自分が望む生き方・生活を送りたいと願っています。その願いに対する支援のひとつとして、市民自らが健康づくりに取り組むことができる環境を整えていきます。

また、介護保険法の理念として、「要介護状態になっても尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、医療、福祉サービスを提供する」とされています。支援が必要な状態になっても、できる限り、思いを尊重しながらより「自立」した生活に近づいていくことができるようなサービスを提供するしくみづくりに取り組んでいきます。

(2) 地域づくり

毎日の生活のちょっとした手伝いを気軽に頼み頼まれる関係でいたいものです。困ったことが起きても相談できる間柄を身近なところで作ることはこれからの生活にはとても大切なことです。

年を重ねるとともに、誰もが病気にかかったり、介護が必要になる可能性があります。地域に住む市民自身が、高齢者や要介護者の抱える問題をより身近な問題と認識し、受け入れ、その生活を実際に支え合う体制を作り上げていくことで、誰もが安心して暮らし続けることができる地域づくりをめざしていきます。

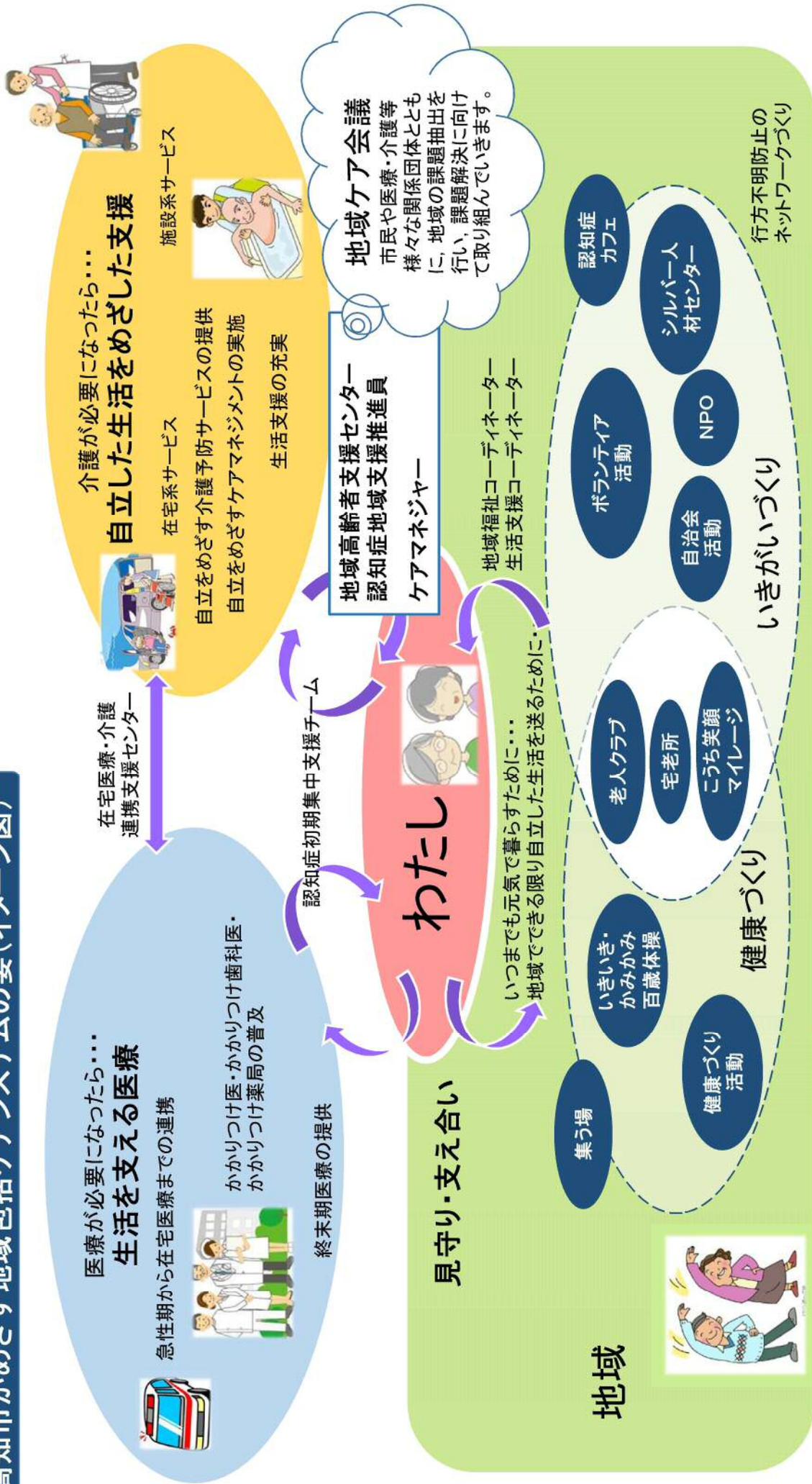
(3) 協働

健康なまちの実現のためには、市民との協働が不可欠です。施策の検討から評価まで幅広い市民の参加が可能となるようしくみを構築する必要があります。

また、価値観が多様化している中で、地域や市民の実情に合わせたきめ細かな健康福祉サービスのためには、公的部門だけではなく、医療や福祉、保健の専門家や民間団体等が積極的に参画できるしくみづくりが必要です。

今後、市民の主体的な参加を促しながら、活動をまとめていく人材の育成に取り組むとともに、既存組織の育成強化やNPOやボランティア団体などが活動しやすい環境整備に努めていきます。そして、市民を中心としてさまざまな関係団体と協働し、健康なまちの実現をめざします。

高知市がめざす地域包括ケアシステムの姿(イメージ図)





3 計画の概要

《基本理念》 いきいき安心の高齢社会づくり ～つながる！ わたし・暮らし・こうちし～

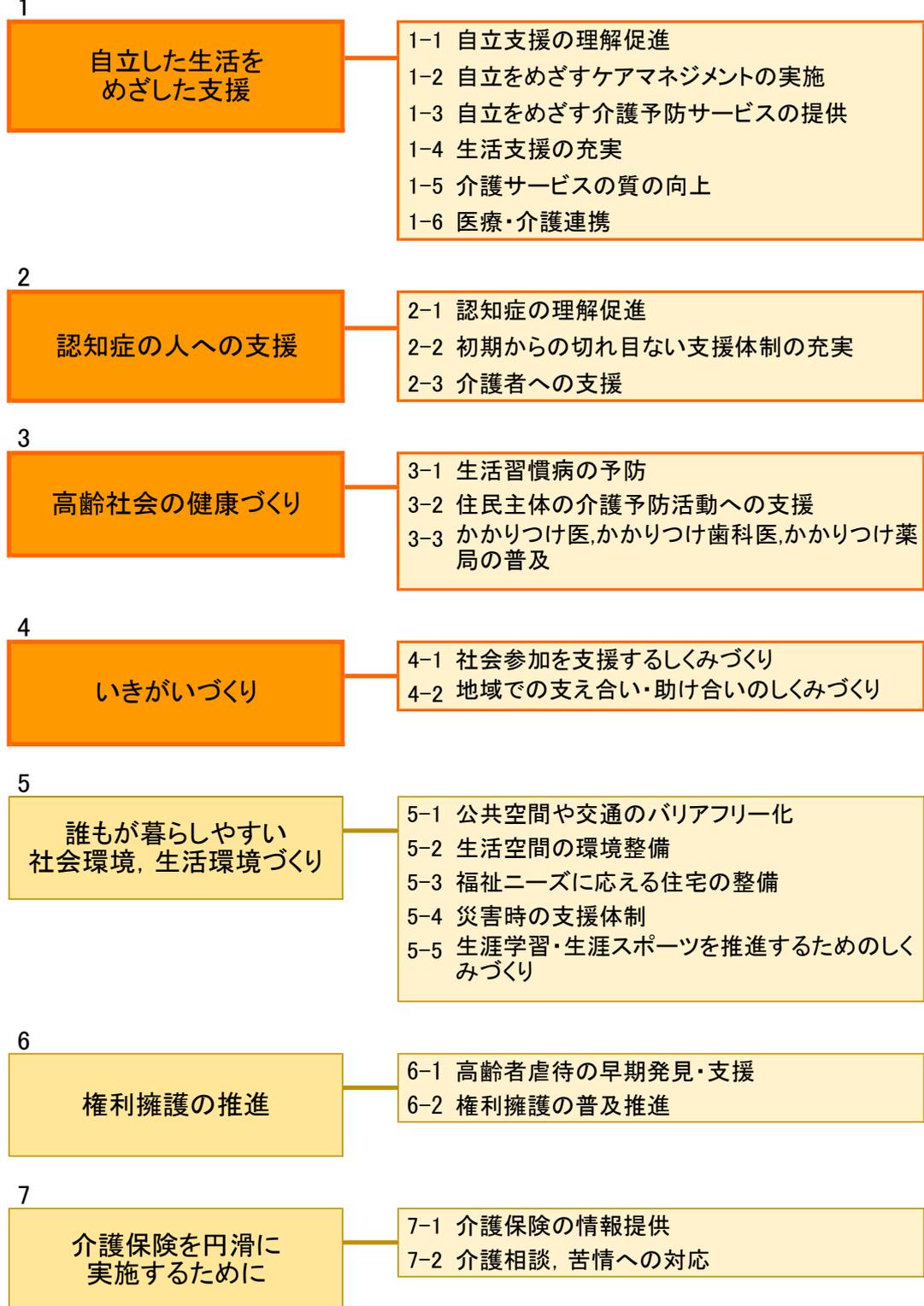
わたしの健康
くらしの健康
こうちしの健康

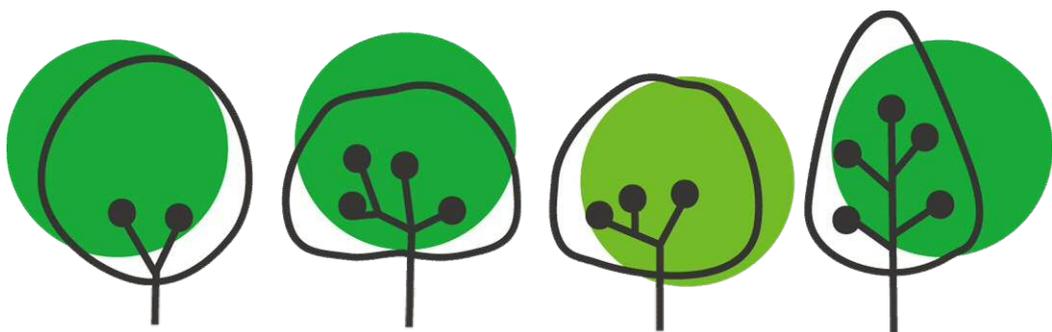
〈基本方針〉



[施策区分]

[施策]

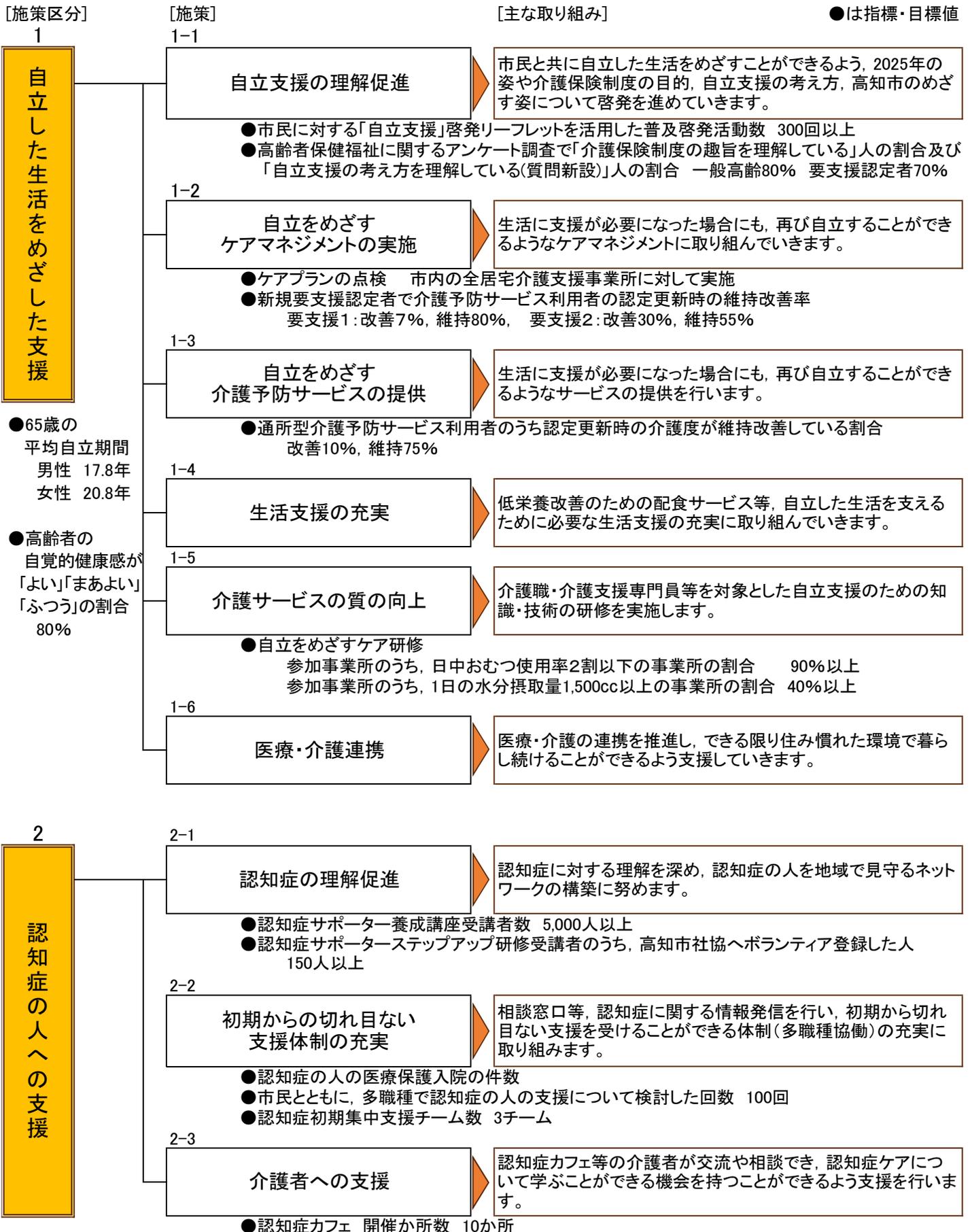


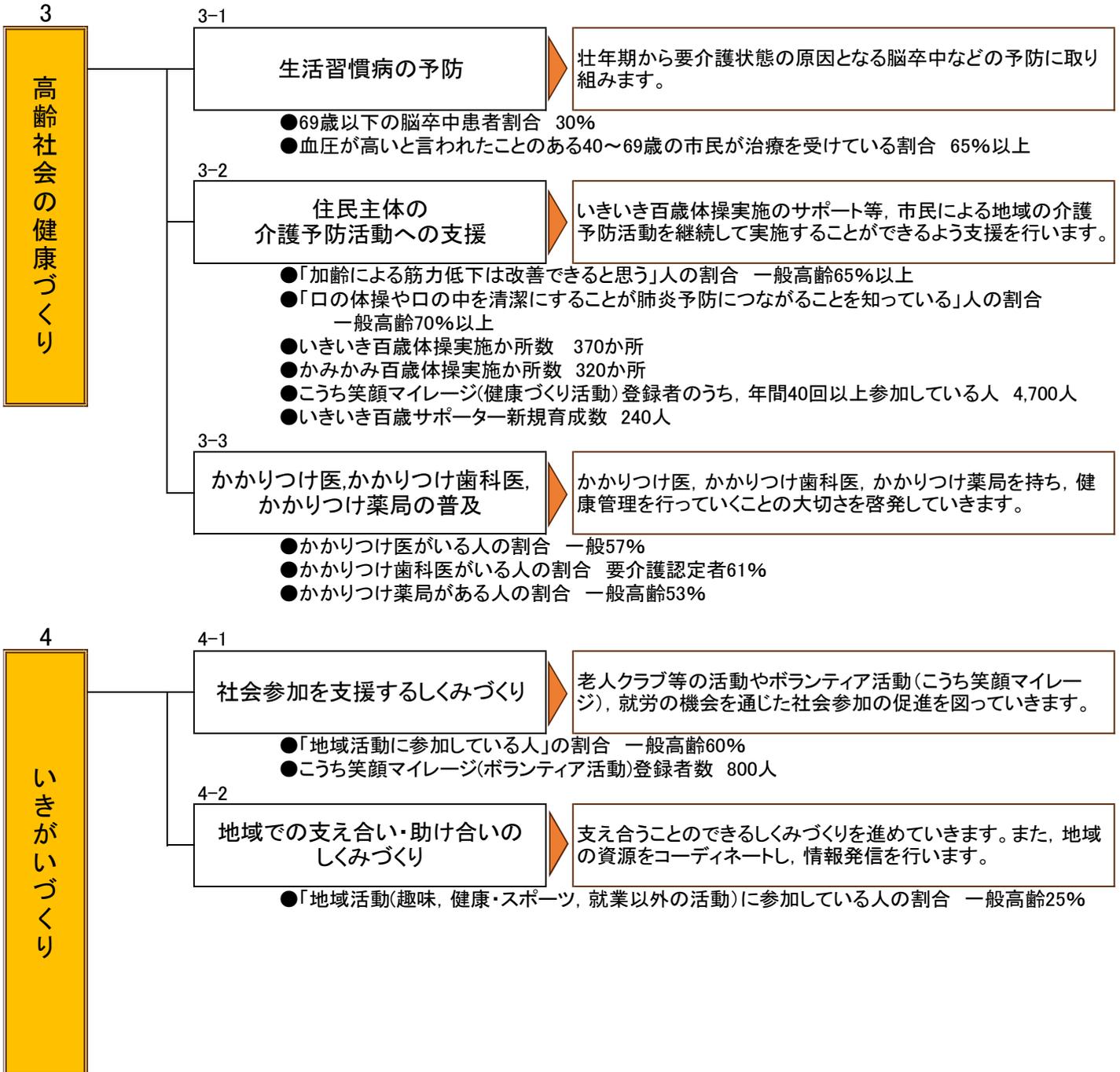


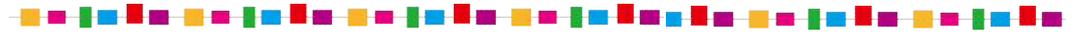


第3章 計画推進のための重点施策

重点施策の概要







1 自立した生活をめざした支援

平成 26 年度高知市高齢者保健福祉計画意見交換会（以下「平成 26 年度意見交換会」という）において、「私の望む生き方・生活」として、「心も身体も健康でいたい」「今の住まいで暮らし続けたい」「友人や地域の人とつながってほしい」「できる限り仕事やボランティアをして役割を持ちたい」等、住み慣れた地域で心身ともに健康を保ち、自分が望む生活をしたい、という意見が多く出ました。

このように「心身ともに健康で自立して地域で暮らしたい」という想いは本市の高齢者に共通した願いです。そのためには高齢になってもその人が培ってきた能力や経験を活かして、その人のできる範囲で仕事や社会的活動が行える社会でなければなりません。

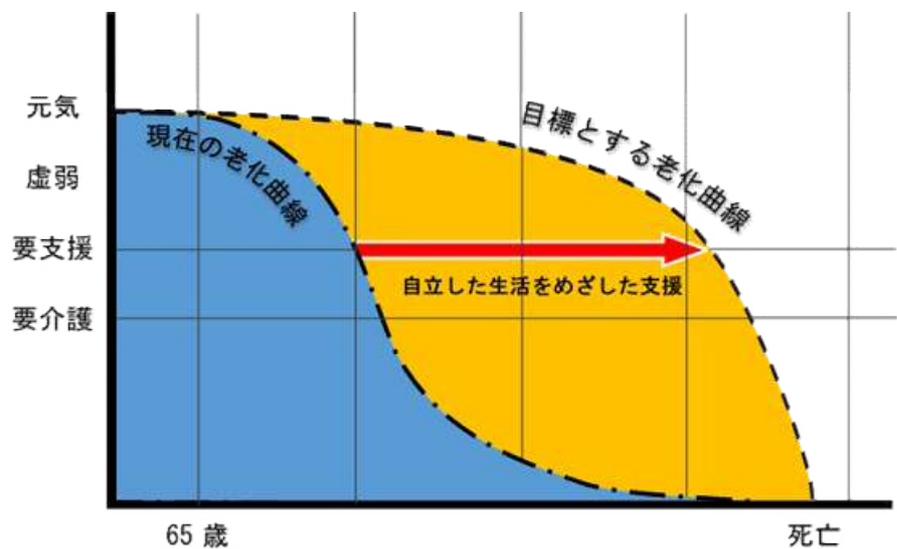
また、年を重ねると、筋力が衰え日常生活を営むことに不自由さが出はじめます。しかし、90 歳以上になっても、簡単な運動で筋力を増やすことができることが分かっています。

これからは、住んでいる地域での仲間づくりや、趣味の活動、定期的な運動習慣を持つなど、「地域でできる限り自立」した生活を送るために、高齢者自身の積極的な取組も必要です。

しかしながら、年を重ねると、病気やけがで要介護状態になることがあります。その時は医療や介護保険のサービスを活用する事によって、できる限り住み慣れた地域で生活を続けられるよう、支援のしくみづくりに取り組みます。

最近では、医療ニーズの高い人が、地域で在宅生活を送ることを希望することが多くなっています。また、がん末期でありながらも、家族とともに住み慣れた家で暮らしたいと、退院する人も増え始めています。今後は、これらの人々がどのような生活場所を希望しても、状態の悪化を防止し、個人として尊重され、生活の質を落とすことなく暮らすことができるよう、医療、介護の連携の体制づくりが必要です。

これからの高齢社会を迎えるにあたり、市民誰もが住み慣れた地域で心身ともに健康で望む生活が送れるような支援のしくみづくりはますます重要となります。



しかし、それは単に介護を要する高齢者にサービスを提供し、生活支援をするというだけではなく、高齢者が持つ能力を活かしながら、自らが望む生活を送ることができる、「自立をめざした支援」でなければなりません。

社会全体がこの「自立支援」の考え方を理解し、実行できるよう、本市においても一丸となって取り組みます。



<指標・目標値>

- ・ 65歳の平均自立期間(65歳の人が要介護2の状態になるまでの期間)
 - 男性 17.30年(平成25年) ⇒ 17.8年(平成28年)
 - 女性 20.32年(平成25年) ⇒ 20.8年(平成28年)
- ・ 高齢者の自覚的健康感の向上(自覚的健康感が「よい」「まあよい」「ふつう」の割合)
 - 一般高齢 77.6%(平成26年度) ⇒ 80%(平成29年度)



1-1 自立支援の理解促進

<現状と課題>

本市の人口推計では、高齢者数は2020(平成32)年以降、65歳以上は約10万人で推移します。このように増え続ける高齢者に対して、今後もさまざまな介護サービスやその他の高齢者サービスを提供する事業所等が増えていくと考えられます。

現状においても、家事支援サービスの提供などでは、利用者自身の要求やサービス提供側の勧めによってサービス内容が決められ、本来の「自立」をめざした介護サービスの提供とはいえない状況も見受けられます。また、「自立」をめざした支援についてもまだまだ認知度が低く、今後は、広く市民やサービス提供事業所等に周知する必要があります。

これらの解決が今後の本市における取組の課題と考えます。

<今後の方向性>

まず広く市民に対して、自分自身で健康な生活を送れるよう、生活習慣病予防の取組やいきいき百歳体操、かみかみ百歳体操の取組等、心身ともに自立できるような支援策を積極的に行います。

また、サービス提供事業所に対しては、自立をめざすケア研修会や実地指導、集団指導、個別のケアプラン点検等を行う中で、ケアの目的や内容が自立支援となるよう取り組みます。

今後はこれらの自立支援に向けた取組を行っていく中で、行政、市民、サービス事業所が協働し、市民一人ひとりが「自立」し、希望した生活ができるという、本市がめざす姿について、あらゆる場面で普及啓発するよう進めていきます。

<事業等>

- ・ 市民に対する「自立支援」啓発リーフレットの作成（介護保険課・高齢者支援課）
- ・ あらゆる機会を捉えての「自立」支援の考え方の普及啓発活動（介護保険課・高齢者支援課・健康増進課）
- ・ マスメディアの活用（介護保険課・高齢者支援課）
- ・ 町内会や自治活動等の地域活動の活用（介護保険課・高齢者支援課・健康増進課）

<指標・目標値>

- ・ 市民に対する「自立支援」啓発リーフレットを活用した普及啓発活動数
300回以上(平成29年度)
- ・ 高齢者保健福祉に関するアンケート調査で「介護保険制度の趣旨を理解している」人の割合及び「自立支援の考え方を理解している(質問新設)」人の割合
一般高齢70.5% 要支援認定者61.6%(平成26年度) ⇒ 一般高齢80% 要支援認定者70%(平成29年度)

1-2 自立をめざすケアマネジメントの実施

<現状と課題>

本市で要支援及び要介護認定を受けている高齢者は、平成25年度末で18,338人、そのうち介護サービスを利用している人は、要支援3,101人、要介護10,901人です。本市では介護予防を推進するために、直営で運営している高知市地域高齢者支援センターにおいて要支援認定者へのケアマネジメントに取り組んできました。

平成26年4～7月の前回要支援認定を受けた人の更新認定時の介護度改善・維持率をみると、計画目標が要支援1の改善7%・維持80%、要支援2が改善30%・維持55%に対し、要支援1が改善0%・維持67.4%、要支援2が改善24.7%・維持49.4%と、計画目標が達成できませんでした。改善につながらない原因として、ケアマネジャーがケアプラン^{※2}を作成する際に、利用者の要望のみを反映させている事例、また介護サービス事業所側の意向によりサービス内容を決定している事例等がみられ、必ずしも自立をめざしたサービス利用となっていないことが考えられます。

本当に必要な人に必要な介護サービスが提供されるためには、介護サービスの充実を図ることはもちろんですが、ケアマネジャーが適切なアセスメントを行い、利用者ごとのニーズを的確に把握し、ニーズ解決に資する内容のケアプランを作成することが不可欠です。本市では、介護給付等費用適正化事業として、平成26年度から、市内の居宅介護支援事業所についてケアプラン点検を実施し、適切なアセスメントに基づくケアプランの作成になっているかどうかを確認し、必要な助言・指導を行っています。

また、平成27年度の介護保険制度改正に伴い、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域高齢者支援センターの運営強化が提言され、その取組の一環として地域ケア会議^{※3}の充実がうたわれています。

今後は、地域高齢者支援センターだけでなく、介護サービス事業所をはじめとする圏域内のさまざまな関係者に参画していただき、地域の問題解決をはかるしくみの構築が求められています。

<今後の方向性>

● ケアマネジメント研修について

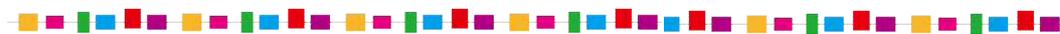
ケアマネジャーのケアマネジメント能力を高め、自立をめざすケアマネジメントを着実に実施することができるよう、高知市居宅介護支援事業所協議会と地域高齢者支援センターが連携して事例検討会やケアマネジメント研修を行います。

また、地域高齢者支援センター内においても定期的に地域ケア個別会議を開催し、介護予防のケアマネジメント能力の向上に努めます。

● 地域ケア会議について

地域ケア会議のひとつとして、多職種多機関の事例検討会を実施します。さまざまな関係者がファシリテーター^{※4}となって、個々の事例における課題の共有や解決策について検討し、マネジメント能力の向上や連携強化に努めます。

II 本論



- 地域高齢者支援センターごとの維持・改善率の公表について
地域高齢者支援センターごとの介護度維持改善率を公表し、自立をめざしたケアマネジメント、効果的なケアプランとなっているかを検証していきます。
- 介護給付等費用適正化事業(ケアプランの点検)について
自立支援及び重度化予防の視点から、要介護度軽度認定者に重点を置き、市内のケアマネジャーすべてを対象にケアプラン点検を実施し、自立をめざしたケアプランの作成に資するよう指導助言を行います。

<事業等>

- ・ 地域高齢者支援センター圏域ごとの地域ケア会議(高齢者支援課)
- ・ 地域高齢者支援センター内の定期的な事例検討会(高齢者支援課)
- ・ 地域高齢者支援センターごとの改善・維持率のホームページ等への公表(高齢者支援課)
- ・ 給付費適正化事業の実施(介護保険課)
- ・ ケアマネジメント研修(高知市居宅介護支援事業所協議会・高齢者支援課)

<指標・目標値>

- ・ ケアプランの点検 市内の全居宅介護支援事業所に対して実施
- ・ 新規要支援認定者で介護予防サービス利用者の認定更新時の維持改善率(平成 29 年度)
 - 要支援1 改善 7% 維持 80%
 - 要支援2 改善 30% 維持 55%

※2 ケアプラン(介護サービス計画)

要介護または要支援と認定された被保険者等の依頼に応じて、アセスメントと本人や家族の意向を基にケアマネジャーによって立てられるサービス提供の計画

※3 地域ケア会議

個別ケースの支援内容について、医療や介護等の多職種多機関で検討を行う会議。高齢者の自立した生活をめざすために、ケアマネジャーや介護事業者等の現状把握力や課題解決力の向上を図り、課題解決のための包括的なネットワークの構築をめざす目的で行う会議。

※4 ファシリテーター

会議や研修、ワークショップ等において、議論に対して中立な立場を保ちながら話し合いに介入し、議論をスムーズに調整する役割の人

1-3 自立をめざす介護予防サービスの提供

<現状と課題>

介護保険の介護予防給付として位置づけられていた訪問介護と通所介護が、新たに創設される介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という)に見直され、支援が必要な状態となる可能性の高い高齢者から要支援認定者まで一体的にサービスを提供することができるよう、市町村の責務にて実施されます。

本市では、要介護状態になることを予防するため、市民とともに健康の保持増進に努めていきたいと考えています。また、総合事業において、支援が必要な状態となる可能性のある人や要支援認定者を対象として、再び自立した生活を営むことができるようなサービスを提供していくことが必要です。

平成26年度高齢者保健福祉に関するアンケート調査(以下「平成26年度高齢者保健福祉アンケート」という)において、要支援認定者の日常生活の困りごととして、「電球の取替えなど」36.4%、「大掃除」36.1%、「日常の清掃」31.4%、「買い物の代行」20.4%があがっています。また、要支援認定者でサービスを受けている人のうち、43.0%が訪問介護を利用し、その支援内容は、「掃除」88.3%、「買い物」34.2%、「入浴介助」12.5%です。ケアマネジャーは、訪問介護が利用者の自立支援に、「効果がある」17.0%、「現状の維持はできる」54.0%と回答しており、訪問介護サービスのみで生活機能の改善に向け支援することの困難さも見えてきました。

今後、日常生活での困りごとについて、身近な地域で支え合う体制づくりに取り組むとともに、自立した生活をめざす訪問型サービスの整備が必要です。

平成26年度高齢者保健福祉アンケートにおいて、要支援認定者の30.5%が通所介護を利用しています。また、ケアマネジャーの46.5%が、運動機能向上を主目的とした半日型介護予防通所介護は、利用者の自立支援に「効果がある」と回答しており、1日型介護予防通所介護の39.0%よりも高い割合となっています。

介護予防通所介護サービス利用者のうち認定更新時に介護度が改善している割合が、平成23年の5.4%から、平成26年には7.9%と高くなっていることをふまえると、利用者の運動機能向上が図られたことが、介護度の改善に寄与していることが考えられます。

今後、運動機能向上を中心として、自立をめざす通所型サービスの整備を行っていく必要があります。

また、自立支援に取り組んでいる事業所を評価するために、総合事業における介護予防サービス事業所の成果の公表方法も課題です。

<今後の方向性>

● 自立をめざすサービスの整備に向けた共通理解の促進について

介護予防サービス事業所や介護保険外の民間事業所等と意見交換会を実施し、本市の人口推計等をふまえた課題、要支援認定者のサービス利用状況、改善状況についての情報を共有していきます。

また、本市のめざす自立支援について、関係機関が共通認識を持つことができるよう、啓発や意見交換会に取り組んでいきます。

II 本論



● 自立をめざす訪問型サービスの整備について

本人の身体状況や生活環境を考慮しながら、安楽にできる家事動作への助言等を行い、自力で家事を行うことができるような訪問型サービスを整備していきます。また、訪問型サービスのみでは自立が困難な場合には、他のサービスと組み合わせながら、自立した生活をめざしていきます。

● 自立をめざす通所型サービスの整備について

運動機能向上を中心とした通所型サービスを整備していきます。また、困難となっている日常生活動作に応じた生活機能訓練を行い、再び自立した生活を送ることができることをめざして、通所型サービスの質の向上に努めていきます。

● サービス事業所の実践発表について

総合事業にて取り組む、自立をめざした訪問型・通所型サービスにおける自立支援の取組について発表できる機会づくりに取り組んでいきます。

<事業等>

・ 介護予防・日常生活支援総合事業(高齢者支援課・介護保険課)

自立をめざす訪問型サービスの整備

自立をめざす通所型サービスの整備

サービス事業所実践発表の機会づくり

<指標・目標値>

・ 通所型介護予防サービス利用者のうち認定更新時に介護度が改善している割合(平成 29 年度)

7.9% ⇒ 10%

・ 通所型介護予防サービス利用者のうち認定更新時に介護度が維持している割合(平成 29 年度)

67.8% ⇒ 75%

1-4 生活支援の充実

<現状と課題>

平成 22 年の国勢調査において、本市の一人暮らし世帯は全国平均より多くなっています。支援を必要とする高齢者が増加する中、特に要支援認定者の見守りや食の確保等の生活支援の必要性が高くなっています。

本市では、食の自立や栄養改善、安否確認を目的として「配食サービス」や、一人暮らしで虚弱な高齢者に対し「緊急通報システム」「在宅高齢者あんしん相談」を実施して生活支援を行っています。

平成 26 年度高齢者保健福祉アンケートにおいて、要支援認定者の日常生活の困りごととして、「電球の取替えなど」36.4%、「大掃除」36.1%、「日常の清掃」31.4%、「買い物の代行」20.4%と回答しており、介護保険対象外のサービスに対するニーズが高いことが分かりました。

現在、シルバー人材センターでは生活における困りごとに対応するために、ワンコインサービス事業を実施しています。平成 25 年度の依頼内容としては、買い物代行が最も多くなっています。

今後、介護保険の要介護認定を受けなくても利用できる簡易なサービスの充実を検討していく必要があります。

<今後の方向性>

● 高齢者サービスの充実について

栄養改善、見守りや安否確認に関するサービスを見直し、高齢者の自立した生活を支えるために必要な生活支援の充実に取り組んでいきます。

● インフォーマルサービス^{※5}や民間企業等によるサービスの充実について

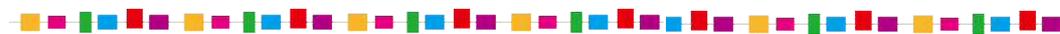
行政中心の生活支援サービスだけでなく、住民主体のサービスやボランティア活動等地域資源を活用した多種多様なインフォーマルサービスを充実させ、NPO、民間企業等の多様な主体が生活支援の担い手となるよう、生活支援サービスの充実・強化をめざしていきます。

<事業等>

- ・ 在宅高齢者配食サービス事業(高齢者支援課)
- ・ 緊急通報システム運営事業(高齢者支援課)
- ・ 在宅高齢者あんしん相談事業(高齢者支援課)
- ・ シルバー人材センター「ワンコインサービス」運営補助

※5 インフォーマルサービス

行政や専門機関等、フォーマル(正式)な制度に基づき提供される支援ではなく、家族や友人、地域住民、ボランティアなどによる、制度に基づかない非公式な支援



1-5 介護サービスの質の向上

<現状と課題>

本市では施設・居住系サービス事業所を対象に、介護サービスの質の向上に向けて、自立をめざすケア研修を実施しています。また、サービスの質の向上のためにはサービスを提供する介護サービス事業所が法令・基準条例等を遵守して適正に運営していることが前提となります。そこで、事業所の運営状況を定期的に確認し、必要な指導を行う指導監査体制を充実させることが求められています。

○自立をめざすケア研修

自立をめざすケア研修は、「介護の基礎知識や理論・技術の習得、ケアの実践」を目的に、平成 20 年度から実施しています。研修に参加した事業所からは、利用者の日常生活行為の自立が認められた事例や認知症の周辺症状が改善した事例等の報告があり、介護サービスの質の向上に向けた取組として一定の成果をあげています。

しかし、研修が終了すると、せっかく研修で習得した知識・技術が施設全体に波及せず、取組が停滞してしまうという問題があり、平成 25 年度には、施設の管理者にも施設ケアへの理解を深めてもらうために管理職を対象とした講義研修を開催し、研修により成果があった事例を発表する機会を設けて、取組内容を情報提供しました。さらに、平成 26 年度はこれまでの多様な施設を対象とした研修から、ユニットケアにより、なじみの関係性を持ちながらサービス提供のできる認知症対応型共同生活介護事業所を対象として研修を実施しました。

○指導監査について

介護サービス事業所の指定更新並びに指導監査権限については、平成 24 年度に高知県から本市に移譲されました。

本市では、介護サービス事業所の適正な運営を確保するために、計画に基づいた実地指導と集団指導を実施し、介護報酬の請求ミス、高齢者虐待や身体拘束等に対する指導を実施しています。また、苦情や情報提供に基づく実地調査や指導も随時実施しています。

施設サービスのうち、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）については、社会福祉法による法人監査及び老人福祉法に基づく指導監査にあわせて、介護給付に係る報酬請求と利用者の処遇に関する指導を行い、介護老人保健施設等についても実地指導を実施しています。

介護サービス事業所については、近年、新規に参入する事業者が増え、特に通所介護事業所は平成 25 年度末現在 176 か所を超えるまでになっています。今後も、市内のすべての介護事業所の指導監督を実施するためには、指導監査課と介護保険課が連携を図りながら指導監督体制を充実させる必要があります。

<今後の方向性>

● 自立をめざすケア研修について

認知症対応型共同生活介護事業所においても、高齢者の尊厳が守られた生活を送ることが出来るよう、これからも介護サービスの質の向上をめざした自立をめざしたケア研修を実施し

ます。また、研修で得た知識・技術が事業所全体の取組に広がるように、研修成果の報告会を開催し、事例集を作成する等情報提供に努めます。

● 指導監査の充実について

指導監査については、設備・運営・人員基準の遵守を基本に、事業所に対して計画的な実地指導を行うことにより運営状況を確認していきます。介護報酬の請求ミスや不正請求を防止し、高齢者虐待や身体拘束廃止のために、集団指導並びに実地指導の充実を図ります。限られた人的資源で効果的な指導を行うために、新規指定事業所への重点的な実地指導、不適正な運営が認められた事業所への継続指導、効果的な集団指導実施の工夫等、重点的かつ効率的な指導を行います。

悪質な基準違反や不正請求に対しては立入検査(監査)を実施し、必要に応じて行政処分を行います。

<事業等>

- ・ 自立をめざすケア研修の開催及び情報提供(介護保険課)
- ・ 指定介護サービス事業者への計画的な実地指導(指導監査課)
- ・ 指定介護サービス事業者への立入検査(監査)の実施(指導監査課)
- ・ 介護サービス事業所への集団指導の実施(指導監査課・介護保険課)

<指標・目標値>

- ・ 自立をめざすケア研修(認知症対応型共同生活介護事業所を対象)
参加事業所のうち、日中おむつ使用率2割以下の事業所の割合 90%以上
参加事業所のうち、1日の水分摂取量 1,500 cc以上の事業所の割合 40%以上



1-6 医療・介護連携

<現状と課題>

平成26年度高齢者保健福祉アンケートにおいて、「家族による介護や介護サービスを利用しながら、できる限り在宅で生活したい」と希望している人は、要支援認定者41.6%、要介護認定者55.5%となっています。また、在宅で終末期を迎える人は、平成17年は3.7%でしたが、平成23年には6.7%となり、少しずつ終末期を自宅で過ごす支援体制が充実してきています。

医療機関の機能分化と入院期間の短縮が進む中で、在宅での生活を希望する人と家族が安心して在宅生活を送ることができるよう、地域において医療機関や介護機関が一体となり、365日24時間支えることができる体制づくりが求められています。法律の見直しにより、市町村が主体となり、地域での在宅医療と介護サービスを一体的に提供するための医療と介護の連携を推進することとなっています。推進のためには、地域の医療・介護サービス資源を把握し、医療・介護の関係機関が情報を共有できるよう支援しながら、連携における課題を抽出し、対応を協議していくことが必要です。

本市では、救急医療への情報提供方法として、緊急連絡先や現病歴、服薬内容等を記載した用紙を筒状の容器に入れ、緊急時に救急隊に伝えるための救急医療情報キットの活用が広がっています。また、高知市医師会では、緊急時スムーズに病院への搬送・受入れができるブルーカードシステム^{※6}導入により地域医療連携のさらなる推進を図っているところです。

高知市医師会が主催し、市内4圏域で開催されている地域医療カンファレンスは、終末期の人や認知症の人の在宅支援等、ニーズに応じて、多職種・多機関でともに考え、意見交換を行うことで、在宅生活を支えるネットワークの構築につながっています。

北部地域では、在宅医療に関わる多職種間の円滑な連携を推進することを目的に、医師や歯科医師、訪問看護師、ケアマネジャー等がメンバーとなり、「高知北在宅医療介護ネットワーク」を立ち上げ、関係者から相談があった人の状況に応じて、在宅医療や訪問歯科診療、訪問薬剤管理指導等の紹介を行っています。

平成26年度高齢者保健福祉アンケートにおいて、ケアマネジャーが主治医との連携について「時々困ることがある」人は51.0%と最も高く、半数以上が連携の必要性を感じています。また、主治医との連携を図る方法として、「ケアマネタイム^{※7}を活用している」人は10.0%と低く、「利用者に受診同行し主治医の意見等を聞いている」89.0%、次いで「主治医との面接で意見を求めている」52.5%となっています。主治医との連携において、お互い工夫しながら連携を図っている反面、相談するタイミングが難しい等といった意見も出ています。今後、医療機関と介護の窓口であるケアマネジャーがより連携しやすい体制づくりが必要です。

<今後の方向性>

● 医療と介護の連携協議について

多職種多機関協働により、在宅医療・介護を一体的に提供する体制を構築することができるよう、高知市医師会や居宅介護支援事業所連絡協議会等と協働し、地域の在宅医療・介護連携の相談窓口を担う、在宅医療・介護連携支援センター^{※8}を設置し、各圏域での地域ケア会議開催等を通じて、連携を図っていきます。



また、医療・介護・保健福祉の連携推進、知識と質の向上を目的として、現在4圏域で開催している地域医療カンファレンスに協力し、圏域での在宅生活を支えるネットワークの構築に取り組んでいきます。

＜事業等＞

- ・ 在宅医療・介護連携支援センターの設置（高齢者支援課）
- ・ 地域ケア会議（高齢者支援課）

※6 ブルーカードシステム

かかりつけ医や既往病歴等の医療情報データを事前に登録するシステム

※7 ケアマネタイム

医師がケアマネジャーと相談することが可能な時間帯を設定し、その時間を通してケアカンファレンス(サービス担当者会議)やケアマネジャー、介護サービス事業者との情報交換を行う。

※8 在宅医療・介護連携支援センター

地域の在宅医療・介護連携についての相談窓口を担う機関。在宅医療・介護サービスの情報の共有支援や在宅医療・介護関係者への研修の実施等を行う。

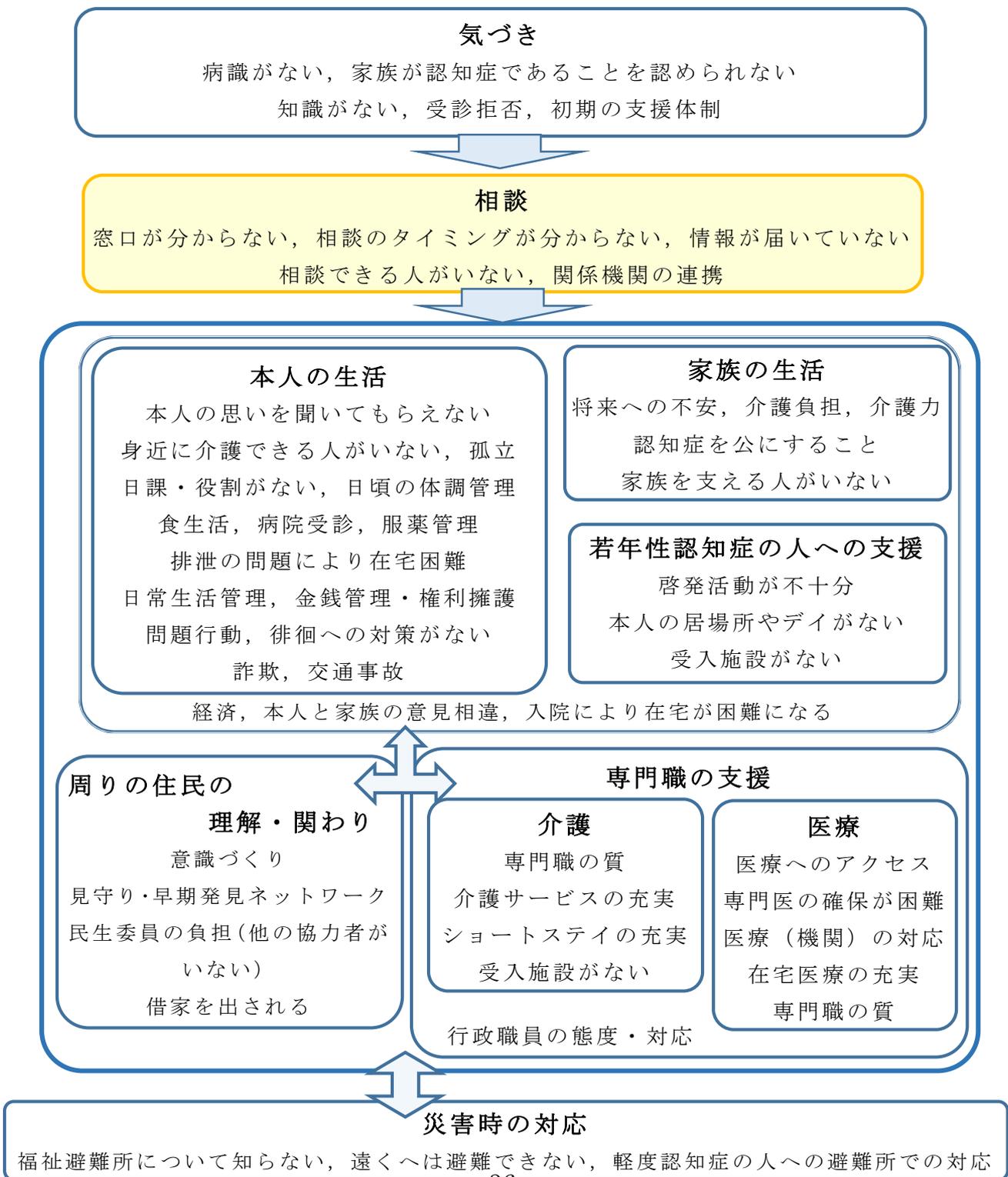


2 認知症の人への支援

本市では、認知症の人への支援として、認知症の理解促進、本人への支援、介護者への支援を柱に取り組んできました。

平成 26 年度意見交換会の中で、認知症の人が住み慣れた地域で暮らし続ける上での課題として、①気づき、②相談、③本人の生活、④家族の生活、⑤周りの住民の理解・関わり、⑥専門職の支援、⑦若年性認知症の方への支援、⑧災害時への対応があげられました<下図>。

【意見交換会で出された認知症の人が住み慣れた地域で暮らし続ける上での課題】



住み慣れた地域で暮らし続けることができるために、まずは認知症の人の思いや望む暮らしを知ることが必要です。そして、「認知症になったら何もできなくなる」ではなく、「認知症になってもできることがたくさんあり、周りの理解とケア、環境によって、本人の望む暮らしを続けることができる」ことについて啓発し、市全体で支えていく地域づくりが必要です。

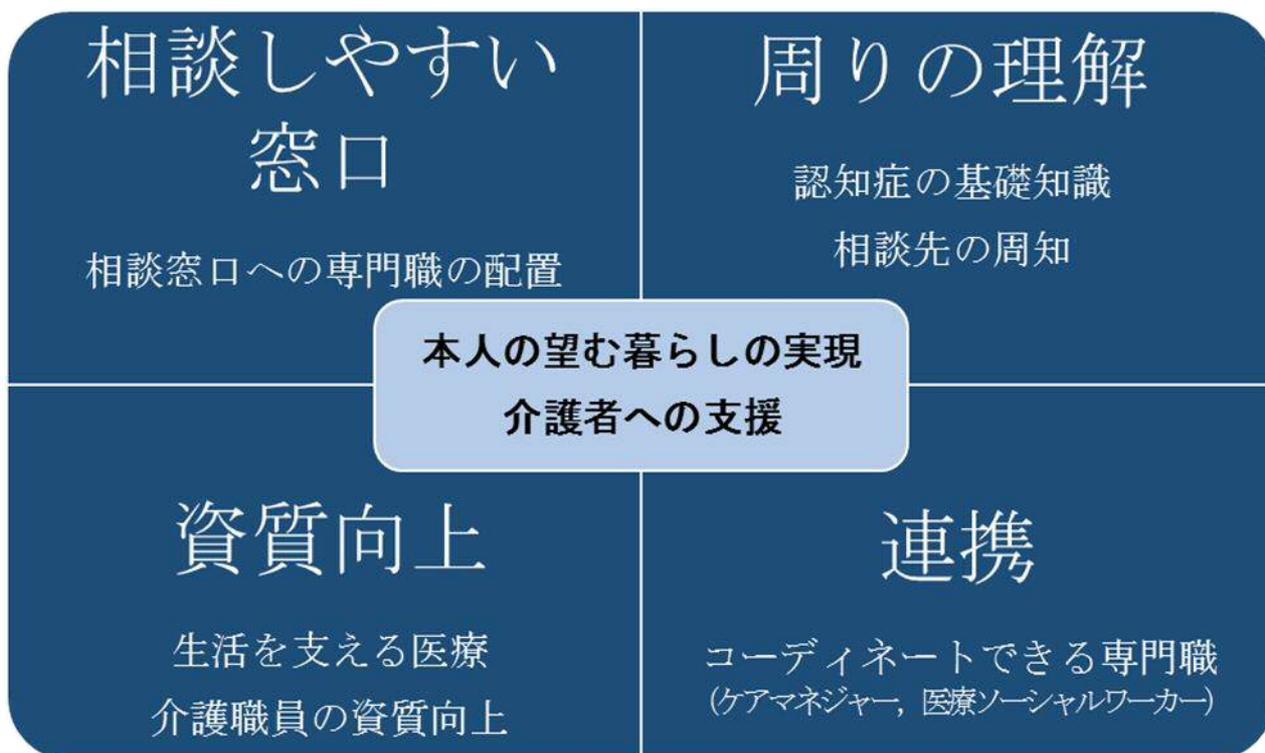
認知症サポーターの増加によって、企業や地域で、認知症の理解者は増えてきていますが、未だ認知症に関する基礎知識や相談先等を知らない人がたくさんいます。相談先を知っていても、いつ相談していいのか迷う人もいます。より相談しやすい工夫として、医療機関同士の連携や行政相談窓口へ専門職員を配置すること、身近な場所で相談し、悩みを共有しあう場づくりが必要です。

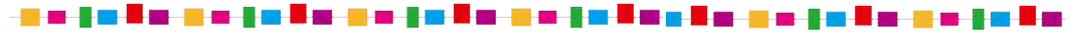
認知症の人を介護している家族は、日々介護に追われ、今後も続く介護について不安を感じ、精神的にも肉体的にも疲れている人がたくさんいます。本人や介護者家族とともに、最初から最後まで関わり続ける人や必要な支援をコーディネートできる専門職が求められています。

また、認知症の人を支える医療職として、認知症の面だけではなく、身体面も診療し、生活を支える医療が求められています。あわせて、認知症ケアに関わる介護職員等の資質向上も必要です。そして、本人と介護者家族を支えるために、関係する専門職がチームとなって関わる体制づくりが求められています。

今後より一層、認知症に関する基礎知識や基本的ケア、相談先について啓発を行います。そして、本人の望む暮らしの実現のために、本人を中心として認知症と気づいた時から切れ目ない支援体制を充実していくこと、介護している家族の支援の充実に取り組んでいきます。

【意見交換会で出された本人の望む暮らしの実現と介護者の支援のために必要なこと】





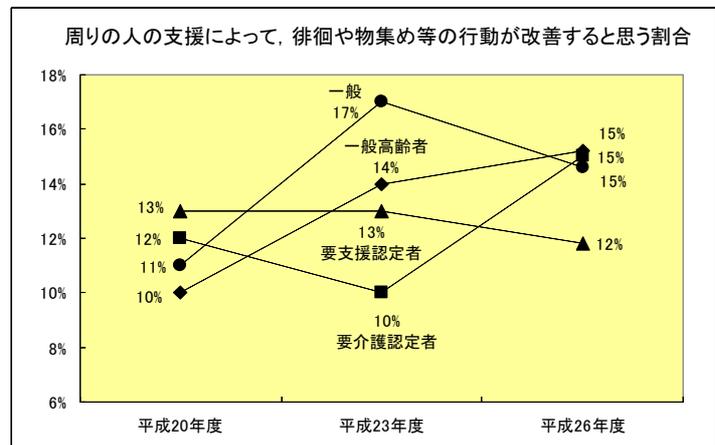
2-1 認知症の理解促進

<現状と課題>

本市では、認知症について正しく理解する人を増やすことで、認知症の人や家族を見守ることができる地域をめざし、平成 18 年度より認知症サポーター養成講座（以下「サポーター講座」という）を実施してきました。これまで、身近な場所で気軽にサポーター講座を受講してもらえるよう、講師役のキャラバンメイトの養成や活動支援に取り組み、地区組織や銀行、スーパー、コンビニエンスストア等の企業で受講者を増やすことができました。平成 26 年度には、第4回キャラバンメイト養成研修を実施し、介護保険事業所、認知症の人と家族の会のメンバー等、新たに 43 名が養成研修を修了し、現在 100 人を超えるキャラバンメイトが活動しています。

その結果、平成 26 年度末までに、12,000 人以上がサポーター講座を受講しました。受講された企業では、「これまで対応の仕方が分からず、困っていたけれど、これからは認知症の人の気持ちを考えてゆっくり優しく対応したい。」等、業務に役立てることができるという声が多く聞かれています。しかし、平成 26 年度意見交換会では、サポーター講座受講者が増えるだけではなく、地域での活動につながる取組が必要ではないかとの意見もあり、今後は、サポーター受講後に地域での活動を支援するしくみが必要です。

一方、高齢者保健福祉アンケートでは、「認知症になった場合でも、周囲の人の支援によって、徘徊や物集め等の行動が改善すると思う」市民の割合<右図>は増えておらず、「支援によって、認知症状は改善できる」ことを広く啓発する工夫も必要です。また、相談先の周知も必要です。



<今後の方向性>

- キャラバンメイトの活動支援について

今後もキャラバンメイトの活動支援を継続し、身近な場所で気軽に、引き続き多くの市民や企業がサポーター講座を受講できるよう取り組んでいきます。

- 認知症サポーターの地域活動の機会拡充について

サポーター講座受講者がボランティア登録をして地域での活動を拡げることをめざし、ステップアップ研修を開催します。

- 啓発について

認知症に関する基礎知識や相談窓口等を分かりやすく説明したパンフレットを作成し、市民に広く啓発していきます。

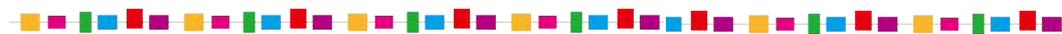


＜事業等＞

- ・ 認知症サポーター養成講座(健康増進課)
- ・ 認知症サポーターステップアップ研修(健康増進課・高齢者支援課・高知市社会福祉協議会)
- ・ 啓発用パンフレット作成(高齢者支援課)

＜指標・目標値＞

- ・ 認知症サポーター養成講座受講者数 5,000人以上(平成29年度)
- ・ 認知症サポーターステップアップ研修受講者のうち、高知市社会福祉協議会へボランティア登録した人 150人以上(平成29年度)



2-2 初期からの切れ目ない支援体制の充実

<現状と課題>

国が推進するオレンジプラン^{*9}において、市町村に認知症地域支援推進員^{*10}を配置して、医療や介護、地域資源等と連携しながら、本人の状況に応じた支援体制を構築することとされています。また、平成29年度までには市町村に認知症初期集中支援チーム^{*11}を配置し、認知症と気づいた初期の段階から関わり、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することとなっており、早期からの支援体制の充実がうたわれています。

本市においても、認知症の人が安心して在宅での生活を送り続けるためには、認知症と気づいた段階から、本人の思いや望む生活について知り、その実現のために適切なケアを提供し、環境を整えていくことが必要です。

現在、認知症に関する相談は、さまざまな機関・団体にて行われていますが、平成26年度高齢者保健福祉アンケートにおいて、地域の総合相談窓口である地域高齢者支援センター・出張所の周知率は、一般25.8%、一般高齢39.7%と低く、市民に十分に知られていない現状があり、相談窓口の周知が必要です。

平成23年度から4年間取り組んできた認知症重度化予防実践塾(以下「実践塾」という)において、認知症に関する基礎知識や基本的ケア(ふだんの体調を整えること、プライドを大切にしたり関わり)について、市民や専門職に十分認知されていない現状があることが分かりました。一方で、正しい基礎知識を持ち、介護者家族を含めたチームで実践していくことで、認知症の人の症状や生活の質が改善することが分かりました。定員30名と限られた人数の中での認知症ケアの実践の波及には限界もあり、実践塾は終了することになりましたが、今後、実践塾での学びを活かし、より多くの市民や介護職員等に周知する機会づくり、実践につながる体制づくりに取り組んでいきます。

若年性認知症の人への支援については、「公益社団法人認知症の人と家族の会」が主催している若年性認知症の人の集いが行われています。本市において、保健所や地域高齢者支援センター等に相談があった場合に対応していますが、本市の若年性認知症の人の生活上の困りごと等の実態について十分に把握できていません。

また、認知症の人の在宅生活を困難とする原因のひとつに、徘徊による行方不明の問題があります。全国的にも認知症の人の行方不明は重大な問題とされており、国をあげて行方不明防止のためのネットワークづくりが進められています。本市では、日頃から認知症の人を支え、見守ることができる地域づくりをめざしています。見守り・支えあうネットワークが構築されている地域では、近所の人や声がかけ、自宅まで一緒に帰ったりすることで、行方不明を未然に防ぐネットワークがつくられています。今後さらに、多くの地域で見守り・支えあうネットワークの構築に取り組んでいく必要があります。しかし、姿が見えないことに気づかれず、自宅から離れた地域で保護されることもあります。身近な地域のネットワークとともに、高知県や警察と連携した広域ネットワークづくりが必要です。

<今後の方向性>

● 認知症ケアの普及について

市民に対して、相談窓口等の周知を行っていきます。また、市民や介護職員等に対し、認

知症の人の思いを知る機会づくりに取り組んでいきます。

認知症ケアの基本について学ぶ機会として、認知症ケア基礎研修に取り組んでいきます。地域高齢者支援センターごとに地域ケア会議を開催し、認知症の人に関わる専門職の資質向上をめざしていきます。

● 認知症の人の支援体制について

本人や介護者家族が認知症と気づいた時から支援できるよう、認知症初期集中支援チームを設置します。また、地域高齢者支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、医療や介護、地域の支援機関のネットワーク化や相談業務等を強化していきます。

● 若年性認知症の人への支援について

高知県や公益社団法人認知症の人と家族の会等の関係機関と連携しながら、若年性認知症の人の現状を知り、支援体制について検討していきます。

● 認知症行方不明防止について

身近な地域で見守り・支えあうネットワークづくりに取り組んでいきます。また、広域ネットワークとして、警察が実施している情報伝達メール「あんしんFメール」を活用していきます。このメールが有機的なネットワークとなるよう、さまざまな機会を通じて啓発し、登録者の増加に取り組んでいきます。

<事業等>

- ・ 認知症講演会(高齢者支援課)
- ・ 認知症ケア基礎研修(高齢者支援課)
- ・ 地域ケア会議(高齢者支援課)
- ・ 認知症地域支援推進員の配置(高齢者支援課)
- ・ 認知症初期集中支援チームの設置(高齢者支援課)
- ・ 若年性認知症の人の実態把握、支援体制の検討(健康増進課・高齢者支援課・介護保険課)
- ・ 認知症行方不明防止ネットワークづくり(高齢者支援課)

<指標・目標値>

- ・ 認知症の人の医療保護入院の件数
168人(平成26年4月～平成27年1月) ⇒ 170人(平成29年度)
- ・ 市民とともに、多職種で認知症の人の支援について検討した回数
53回(平成27年1月末) ⇒ 100回(平成29年度)
- ・ 認知症初期集中支援チーム数
0チーム(平成26年度末) ⇒ 3チーム(平成29年度)

※9 オレンジプラン

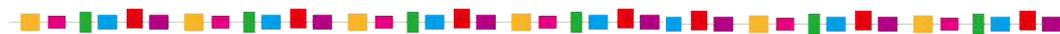
平成24年9月に厚生労働省が発表した『認知症5ヵ年計画(平成25～29年度)』の通称

※10 認知症地域支援推進員

認知症の人の状況に応じた支援体制を構築することができるよう、医療・介護及び地域の社会資源等の連携推進や本人や家族の相談業務等を担う人

※11 認知症初期集中支援チーム

認知症の人やその家族に早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築するチーム。チーム員は、一定の要件を満たす専門職2名以上、専門医1名の計3名以上の専門職にて編成する。



2-3 介護者への支援

<現状と課題>

平成 26 年度高齢者保健福祉アンケートにおいて、介護者の約 2 割が介護で困っていることとして、介護することに多くの時間が割かれ、自分のための自由な時間を持つことが難しい、介護のため憂うつに感じると回答しており、介護者への精神的なサポートの充実が重要です。

本市で平成 23 年度から 4 年間取り組んだ「実践塾」の参加者からは、「実践塾で学んだことで、介護する私自身にもイライラがなくなり、互いに心にゆとりがもてるようになった」「身をもって感じたことで、これからもいろいろな症状が出てくると思うが落ち着いて対応できると思う。本人の理解も深まり、私自身の対処能力も上がったと思う」といった感想が聞かれました。認知症に関する正しい知識を身に付けケアを実践することで、介護者自身の身体的・精神的負担の軽減につながるということが分かりました。今後はより多くの介護者に認知症に関する知識やケアについて啓発していく必要があります。

また、公益社団法人認知症の人と家族の会が行っているコールセンターや介護者の集いは、介護者が同じ立場で相談し、話をすることができるピアサポートの機会となっています。

本市では、平成 25 年 10 月に、旭地区にて認知症カフェ^{※12}が始まりました。平成 26 年 7 月には認知症のグループホームの職員を中心として、鴨田地区で 2 か所目の認知症カフェが始まっています。この認知症カフェには、認知症の人や介護者、地域の人に参加し、専門職がボランティアとして講義を行い、相談を受けています。参加している介護者からは、「ここに来るとほっとする。介護のことも相談できるし、皆さんと話ができて息抜きになる」といった声が聞かれています。

今後さらに、民間事業所等の活動が求められています。認知症カフェをより身近な地域で開催することができるよう啓発していくことが必要です。そして、民間事業所等が主体的に開催することができるよう、開催におけるノウハウを伝えていくことが必要です。また、実践塾で学んだ基本的ケアについても認知症カフェや個別相談等さまざまな機会を通じて啓発していくことが必要です。

<今後の方向性>

● 介護者への情報発信について

認知症に関する相談窓口や介護保険サービス、公益社団法人認知症の人と家族の会、認知症コールセンター、認知症カフェ等に関する情報を周知していきます。

● 認知症ケアの普及について

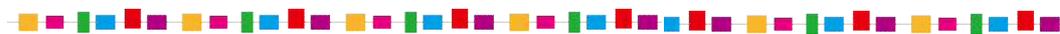
個別相談や健康講座、認知症カフェ、講演会等のさまざまな機会を通じて、実践塾を修了した介護者の実践を交えながら、認知症ケアの普及に取り組んでいきます。

● 認知症カフェの推進について

民間事業所等が地域に開いた居場所として、認知症カフェに取り組むことができるよう、ノウハウの伝達、普及に取り組んでいきます。

<事業等>

- ・ 認知症ケア基礎研修(高齢者支援課)



3 高齢社会の健康づくり

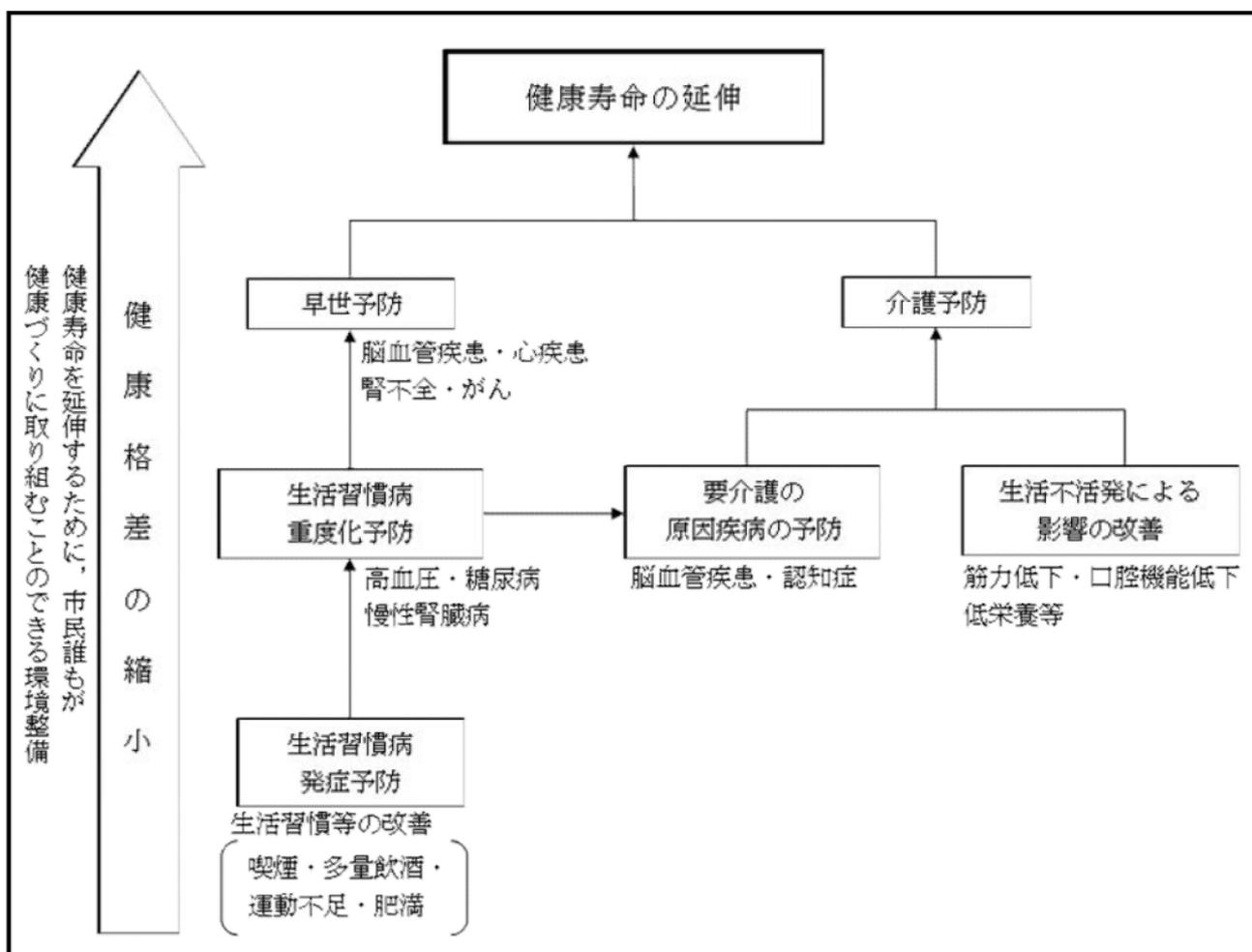
国では、高齢化がピークを迎える「2025年問題」を見据え、「地域医療・介護推進法」が成立し、サービスや負担の見直しがされます。本市においても、ますます人口減少と高齢化が進み、後期高齢者の急増や支え手世代の減少、財政難に直面します。

これからの高齢社会の健康づくりでは、これまで以上に健康寿命の延伸を目標とした取組が重要となります。

健康寿命を延伸するための健康づくりでは、介護予防、早世(そうせい;65歳までの死亡)予防が重点的課題となります。介護予防では、生活不活発による影響の改善、要介護状態の原因となる疾病予防への取組により、生活の質の向上にもつながる取組が必要です。早世予防では、早世の原因となる疾病の中で、大きな割合を占め、予防可能な疾病である、脳血管疾患等を予防するために、そのリスクとなる高血圧症や糖尿病等の重度化予防と発症予防の取組が必要です。

また、市民の中には、仕事や介護等により、自分の健康づくりに時間をかけることが困難な人々や、さまざまな理由で健康への関心が低い人々もおり、健康格差の縮小に向けた取組も必要です。

また、市民誰もが健康づくりに取り組むことができる環境整備も必要です。



3-1 生活習慣病の予防

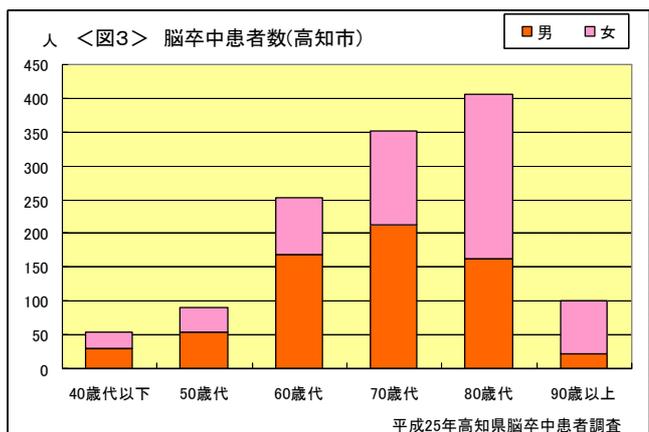
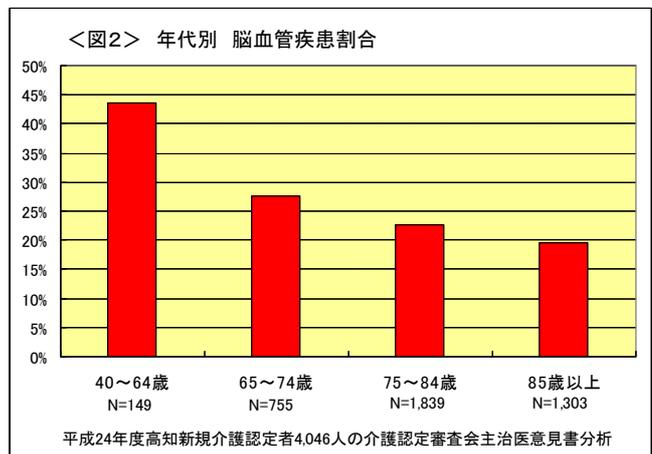
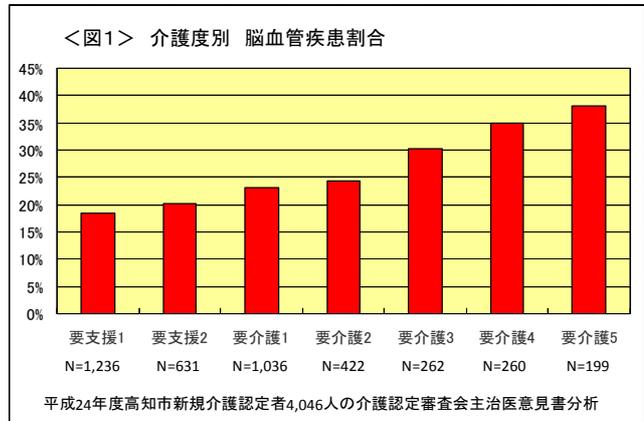
<現状と課題>

本市では、平成24年度に高知市健康づくり計画(健康増進計画)を策定し、壮年期男性の循環器疾患(脳血管疾患・心疾患・腎不全)による標準化死亡率が高い現状等から、循環器疾患対策を重点施策の一つとして取組を進めてきました。その取組の一つとして、本市の重点的な取組課題を具体化するために、健診、医療、介護データや関連情報を分析しました。

平成24年度新規介護認定者の介護認定審査会主治医意見書を分析した結果<図1・2>、介護度が重度になるほど、及び年代が若いほど脳血管疾患で認定を受ける割合が高いことが分かりました。また、平成25年3月末日現在の介護保険第2号被保険者で介護認定を受けている人の約6割が、脳血管疾患を原因としていることも分かりました。介護予防推進のためにも、脳血管疾患予防の取組が重要です。さらに、脳血管疾患を予防することは、認知症予防にもつながると考えます。

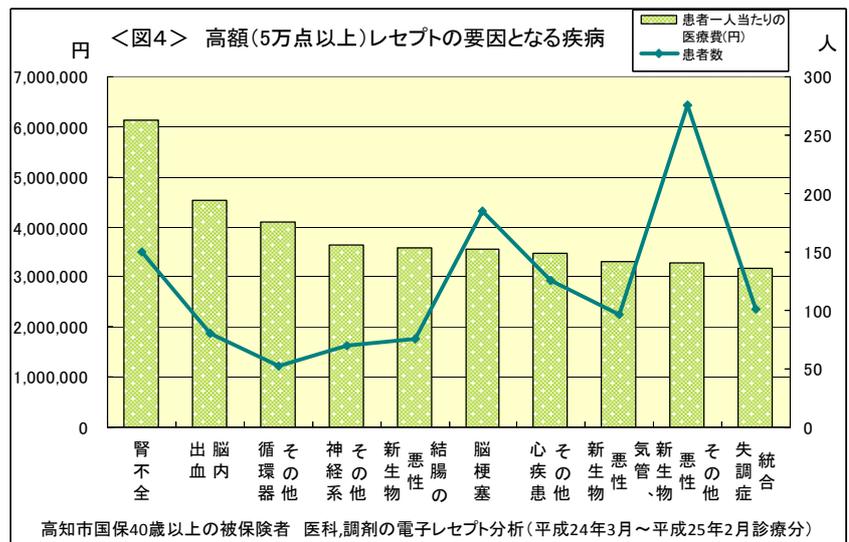
平成25年高知県脳卒中患者調査(脳卒中センターや脳卒中支援病院で急性期の治療を受けた患者調査)<図3>において、本市では1年間で1,257人が脳卒中の急性期治療を受け、そのうち69歳以下は400人で31.8%を占めていました。また、平成23年度厚生労働省患者調査において、高知県の人口10万人あたりの脳梗塞入院患者数は、45～54歳で4人(43位・全国9人)、55～64歳で43人(6位・全国32人)、65～74歳で206人(1位・全国109人)となっており、壮年期早期から脳血管疾患予防の取組が重要です。

平成24年高知市国民健康保険(以下「国保」という)医療費分析から、40歳以上の被保険者の高額医療(5万点以上レセプト)の要因となる疾病<図4>をみると、腎不全は一人当たり医療費1位、脳梗塞は患者数2位となっています。また新規に人工透析となる人は年々増加傾向であり、平成25年度に人工透析が開始された人の過去の医療機関受診歴をみると、通院歴



II 本論

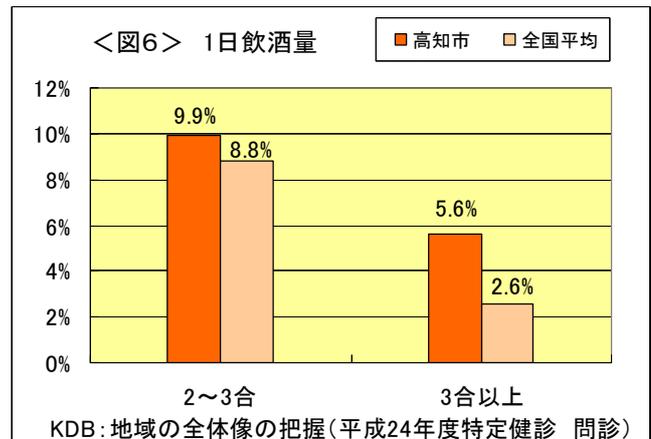
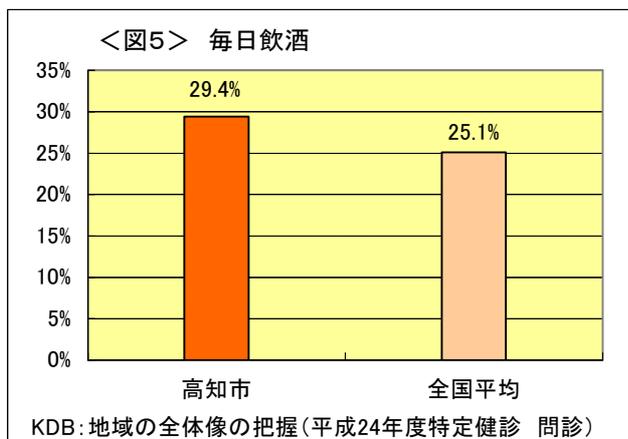
がないまま腎不全を発症している人の例も複数ありました。さらに、腎不全や脳梗塞のリスクとなる高血圧の治療状況を平成24年度高知市健康づくりアンケートでみると、「血圧が高いと言われたことのある40～69歳の治療を受けている人」は61.8%となっており、高血圧症を放置する危険性を啓発することや、適切な受療行動や生活習慣改善につながる保健指導が必要です。



一方、生活習慣病の発症予防、重度化予防のために早期対応を目的とした特定健康診査(以下「特定健診」という)における本市国保の平成24年度受診率は25.7%、特定保健指導実施率は7.4%で、全国(特定健診34.8%・特定保健指導22.2%)、高知県(特定健診33.2%・特定保健指導18.6%)と比較して低い状態が続いています。自分の生活習慣病のリスクに気づき、生活習慣を見直す方法を選択する第一歩として、特定健診を継続して受診する人や特定保健指導の利用者を増やす取組が必要です。

また、早世死亡の原因疾病で最も割合の高いがんについても、早期発見、早期治療につながるよう、がん検診の受診者を増やすことが必要です。

本市の生活習慣の特徴について、平成24年度高知市健康づくりアンケートや総務省家計調査、国保特定健診問診票<図5・6>等から分析すると、全国と比べ、多量飲酒者が多い、喫煙率が高い、菓子類の購入費が高い、運動習慣がない人が多い、肥満者が多いこと等が分かりました。循環器疾患やがんの発症に影響の大きい喫煙対策とともに、本市の生活習慣の特徴を考慮した取組が必要です。



<今後の方向性>

● 生活習慣病予防に関する啓発について

生活習慣病の多くは、自覚症状がなく徐々に動脈硬化が進み重症化していくため、特定健診等を毎年受け、自分の健診結果から生活習慣病のリスクに気づくことの必要性について

啓発していきます。特に、受診率が低い年代、医療機関受診歴や特定健診受診歴のない人等には、受診勧奨事業により、健診の必要性を啓発していきます。そして、特定健診結果から生活習慣病のリスクに気づくことができるよう、健診結果説明会を充実していきます。

がん検診においても未受診者への受診勧奨事業や受診券発送の工夫等により、がん検診の必要性を啓発していきます。

また、地区組織や青壮年期が多く所属する職域等、対象を拡大して、禁煙や適正飲酒、日常生活に運動を取り入れることの重要性等を啓発ができるよう、関係者との連携により健康講座の開催に取り組みます。

さらに、本市の生活習慣や疾病の特徴等を含め、生活習慣病予防の必要性をあらゆる機会に啓発していきます。特に、2025(平成37)年に後期高齢者となる今の60歳代は、退職を迎える時期でもあり、退職後のいきがづくりや介護予防、生活習慣病予防等の健康づくりについて広く啓発していきます。

● 健診結果に基づく保健指導について

生活習慣は毎日の積み重ねなので、自ら選択しなければ継続は困難になります。自分の生活習慣病のリスクや生活スタイルに合わせた、生活習慣の改善方法を選択できるよう支援していきます。また、特定保健指導対象者だけではなく、医療機関受診の必要な高血圧や高血糖、腎機能低下の恐れがある人等、特に重度化予防の必要性が高い人へ医師会と連携を図りながら支援します。

また、がん検診で要精密検査と判定された人が、医療機関受診につながるようフォローを継続します。

● 市民、関係者、行政との協働体制の構築について

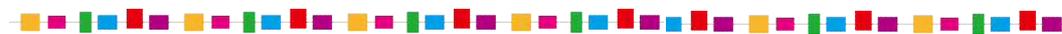
生活習慣病予防の必要性を広く市民に啓発し、健康づくりに関心が低い人等も含めた市民が、健康的な生活を継続できるよう、市民の健康な生活を支えている関係者との情報交換や現状、課題の共有から、具体的な方法を協議していく場をつくります。

<事業等>

- ・ 特定健診受診勧奨事業(保険医療課・健康増進課)
- ・ がん検診受診勧奨事業(健康増進課)
- ・ 各種健康診査(健康増進課)
- ・ 健診結果説明会(健康増進課・保険医療課)
- ・ 健診結果に基づく保健指導(健康増進課・保険医療課)
- ・ 健康相談(健康増進課)
- ・ 健康講座(健康増進課)
- ・ 生活習慣病予防に関する協議会(健康増進課)

<指標・目標値>

- ・ 69歳以下の脳卒中患者割合
31.8%(平成25年) ⇒ 30%(平成29年)
- ・ 血圧が高いと言われたことのある40～69歳の市民が治療を受けている割合
61.8%(平成24年度) ⇒ 65%以上(平成29年度)



3-2 住民主体の介護予防活動への支援

<現状と課題>

本市では、これまで、健康講座や家庭訪問等の機会を通じて、「加齢による筋力低下は改善できる」こと、「脱水が認知症状を引き起こすことがある」ことに重点をおき、介護予防の重要性を周知しています。あわせて、高齢期の食育や便秘予防、口腔ケアについても啓発に取り組んでいます。

平成 26 年度高齢者保健福祉アンケートにおいて、「加齢による筋力低下は改善できると思う」は、一般高齢では 23 年度の 52% に比べて 59.1% と増加しています。また、「口の体操や口の中を清潔にすることが肺炎予防につながることを知っている」は、一般高齢では 23 年度の 61% に比べて、63.2% と微増しています。

今後さらに、団塊の世代の人等への啓発の機会を活用する等、市民の介護予防への関心を高め、啓発の機会を拡充していくことが必要です。

本市では、平成 14 年の高齢者の筋力維持・向上プログラム「いきいき百歳体操」開発後、地域への普及に力を入れ、平成 27 年 1 月末現在、317 か所にて開催されています。

平成 17 年度に口腔機能向上プログラム「かみかみ百歳体操」開発後、「いきいき百歳体操」を実施している会場に対して開催支援を行い、平成 27 年 1 月末現在、264 か所にて開催されています。平成 26 年度から、健康増進と介護予防の推進を目的として、こうち笑顔マイレージ(健康づくり活動)^{※13}の取組が始まりました。平成 27 年 1 月末現在、健康づくり活動参加者 4,110 人、健康づくり活動受入会場 268 会場となりました。いきいき百歳体操に休まず参加するようになったなどの声が聞かれています。しかし、いきいき百歳体操を紹介する中で、「歩いていくことができる範囲に会場がない」という声も聞かれています。要支援認定者も虚弱な高齢者も、気軽に歩いて参加することができるよう、さらに会場数を増やしていくことが必要です。

これらの取組を継続して実施していくため、体操会場への定期的な支援を行うとともに「いきいき百歳サポーター育成教室」を開催し、24～26 年度は 297 人の新規サポーターを育成しています。

また、年 1 回開催している「いきいき百歳大交流大会」は、平成 24 年度から住民による実行委員会にて開催され、約 1,200 名が集う交流大会となっています。

さらに、いきいき百歳体操のお世話役・サポーターの支援を目的として、NPO 法人いきいき百歳応援団が立ち上がり、市民レベルでの支援が行われています。

これまで運動機能向上・口腔機能向上を中心として介護予防活動支援に取り組んできましたが、今後は新たに認知症予防の視点を含めた取組を進めていく必要があります。

地域のいきいき百歳体操を紹介する医療機関等も増えてきており、今後さらにかかりつけ医やかかりつけ歯科医、かかりつけ薬局等と連携しながら、より多くの高齢者が地域の介護予防活動に参加できるしくみづくりが必要です。

<今後の方向性>

● 介護予防啓発について

今後、介護予防の重要性について、これまでの健康講座等での普及啓発に加え、より広く市民に啓発できる方法を検討し、啓発を行っていきます。

- 住民主体の介護予防活動への支援について

徒歩で参加することができる範囲にいきいき百歳体操の会場を増やしていくことができるよう支援を行っていきます。さらに、いきいき百歳体操会場に、二重課題^{※14}を普及することで、認知症予防の視点を含めた取組を進めていきます。

また、会場をサポートするボランティアを養成する「いきいき百歳サポーター育成教室」を継続して実施し、介護予防活動支援を行っているいきいき百歳大交流大会実行委員会やNPO法人等との協働を進めていきます。

- 医療機関等との連携体制づくりについて

かかりつけ医等から、地域のいきいき百歳体操を紹介するしくみとして、(仮称)「いきいき紹介状」^{※15}を作成し、活用していきます。

また、より多くの高齢者が地域の介護予防活動に参加できるよう、医療機関や薬局等で情報発信できるしくみづくりに取り組んでいきます。

<事業等>

- ・ 介護予防啓発(高齢者支援課)
- ・ 住民主体の介護予防活動への支援(高齢者支援課)
- ・ いきいき百歳サポーター育成(高齢者支援課)
- ・ (仮称)「いきいき紹介状」を活用した医療機関等との連携体制づくり(高齢者支援課)

<指標・目標値>

- ・ 「加齢による筋力低下は改善できると思う」 一般高齢 59.1% ⇒ 65%以上
- ・ 「口の体操や口の中を清潔にすることが肺炎予防につながることを知っている」
一般高齢 63.2% ⇒ 70%以上
- ・ いきいき百歳体操実施か所数 317か所(平成27年1月末)⇒370か所(平成29年度)
- ・ かみかみ百歳体操実施か所数 264か所(平成27年1月末)⇒320か所(平成29年度)
- ・ こうち笑顔マイレージ(健康づくり活動)登録者のうち、年間40回以上参加している人の人数
4,700人
- ・ いきいき百歳サポーター新規育成数 240人(平成29年度)

※13 こうち笑顔マイレージ(健康づくり活動)

65歳以上の健康づくり活動に登録した人が、いきいき百歳体操に参加した際にポイントを付与し、年間40ポイント(1,000円)を上限に、ですかチャージ券や商品券等と交換することができる制度(ポイント交換は、要支援・要介護認定を受けていない、介護保険料の滞納がないことが要件)

※14 二重課題

要求される2つの課題を同時にこなす運動

例)足踏みをしながら、野菜の名前を言う。足踏みをしながら、指示された番号に触れる。

※15 (仮称)いきいき紹介状

高齢者が地域で開催するいきいき百歳体操に通うことが適切である場合に、かかりつけ医等が高知市に対して行う情報提供書



3-3 かかりつけ医，かかりつけ歯科医，かかりつけ薬局の普及

<現状と課題>

本市では、これまで各種健康診査や健康教育等の啓発の場を通じて、かかりつけ医やかかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持ち健康管理することの大切さを普及啓発してきました。

平成 26 年度高齢者保健福祉アンケートにおいて、かかりつけ医がいる人の割合は一般 51.9%、一般高齢 80.4%、要支援認定者 95.4%、要介護認定者 94.7%でした。かかりつけ医を持つことで病気の予防や早期発見につながることから、元気なときからかかりつけ医を持ち、健康管理していくことの大切さを啓発していく必要があります。

かかりつけ歯科医がいる人の割合は一般 62.5%、一般高齢 76.9%、要支援認定者 73.6%、要介護認定者 55.8%でした。かかりつけ医がいる人の割合については、要介護状態になるほど高い割合を示しますが、かかりつけ歯科医がいる人の割合は、反対に要介護状態になるほど低下しています。口腔ケアが肺炎予防や介護の重度化予防につながることについての普及・啓発を行っていくことにより、かかりつけ歯科医を持つ人の割合を高めていくことが必要です。また、平成 23 年歯科疾患実態調査において 20 歳代の約 7 割に歯肉に所見があることから、若い世代からかかりつけ歯科医を持ち、歯周病を予防することが重要です。

かかりつけ薬局がある人の割合は、一般 24.1%、一般高齢 48.4%、要支援認定者 69.1%、要介護認定者 63.7%でした。複数の医療機関受診による薬の重複内服等を避けるためにも、かかりつけ薬局を持ち、薬の効果、服薬方法、注意事項等について適切な助言を受けることの必要性を啓発することが必要です。

<今後の方向性>

今後も健診受診勧奨，健康教育，保健指導等の機会を捉えて啓発を行っていきます。

- かかりつけ医の普及啓発について

身近な地域で日常的な医療や健康の相談を受けることができるよう、医師会と連携し健診受診を機会にかかりつけ医を持つように啓発していきます。

- かかりつけ歯科医の普及啓発について

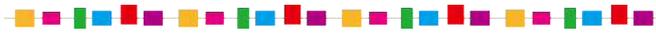
歯科医師会と連携を図りながら、歯周病予防が生活習慣病の予防にもつながること、口腔ケアが介護の重度化予防につながること等の基礎知識を普及する機会を増やし、かかりつけ歯科医を持ち、「口から全身の健康管理」を行うことの重要性を啓発していきます。

- かかりつけ薬局の普及啓発について

健康教育等で「お薬手帳」の必要性を啓発するとともに、薬剤師会との連携を図りながら、多くの薬局で開設している「介護まちかど相談所」や高知県認定の「高知家健康づくり支援薬局」が、健康管理や介護の地域の身近な相談窓口となるよう啓発していきます。

<事業等>

- ・ 各種健康診査事業(健康増進課・保険医療課)
- ・ 健康教育事業(健康増進課)
- ・ 歯科口腔保健啓発事業(健康増進課)



- ・ 障害者等歯科保健推進事業(健康増進課)
- ・ 介護保険事業所に対する研修での普及啓発(介護保険課)

<指標・目標値>

- ・ かかりつけ医がいる人の割合
一般 51.9%(平成 26 年度) ⇒ 57%(平成 29 年度)
- ・ かかりつけ歯科医がいる人の割合
要介護認定者 55.8%(平成 26 年度) ⇒ 61%(平成 29 年度)
- ・ かかりつけ薬局がある人の割合
一般高齢 48.4%(平成 26 年度) ⇒ 53%(平成 29 年度)



4 いきがづくり

本市の高齢化率(2010(平成22)年23.8%)は、2025(平成37)年には32%、約3人に1人になると推計されています(国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25(2013)年3月推計)」)。また、2010(平成22)年の国勢調査では女性の就業者の25%が医療・福祉産業となっており、特に20~39歳では30%が医療・福祉産業で就労している状況となっています。高齢化とともに、この医療・福祉を担う人口も減少すると推測されています。こうした現状において、地域のさまざまな活動の担い手が不足する等の課題が加速することが予測されます。

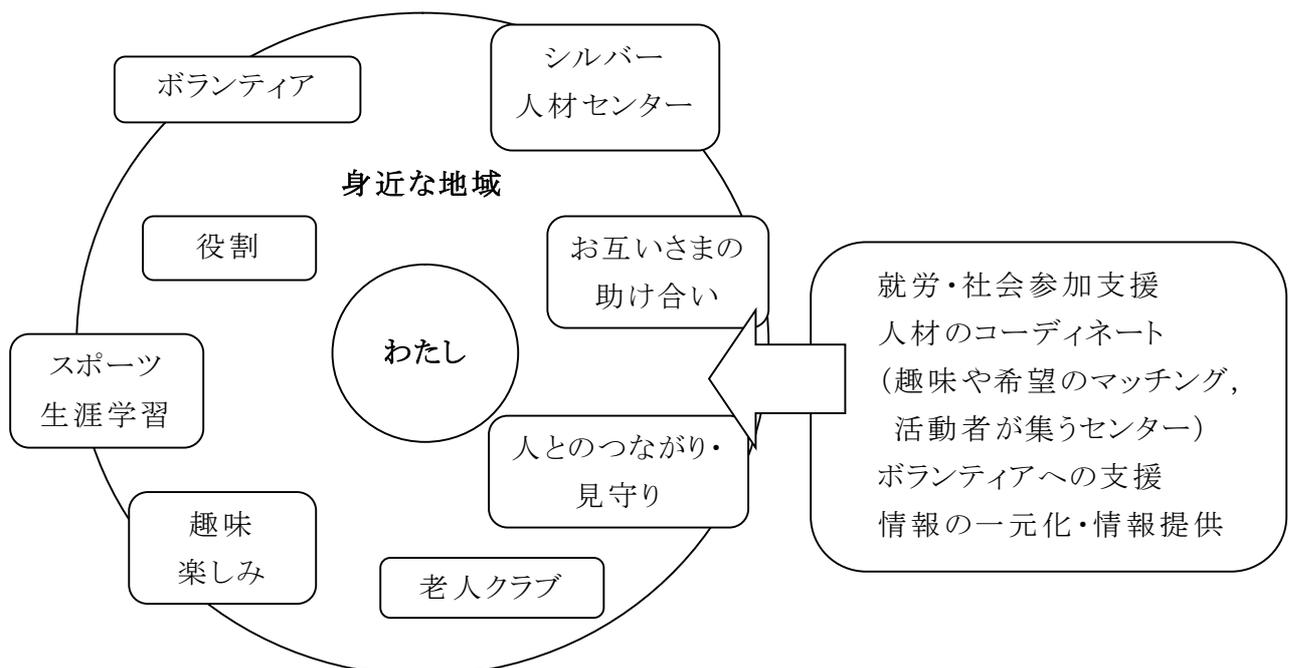
平成26年度意見交換会において、私の望む生き方・生活として、「友人や地域の人等、人とつながっていたい」、「できる限り、仕事やボランティアをしたい、役割を持ち続けたい」という意見が出ました。

今後加速する超高齢少子化において、高齢者が望む生き方・生活を尊重し、人々とのつながりの中でいきがいを持ち、充実した生活ができるよう、いきがづくりや社会参加の場づくりに取り組んでいくことが重要です。

高齢者の持つ豊かな人生経験や知識、技能は、地域の重要な力であり、若い世代へ伝えていくべきことが多くあります。そのため、高齢者自身も、自ら進んで地域社会のためにその能力を活かし、役割意識を高めながら社会参加を進めていくことが大切です。

また、一人暮らしや虚弱な高齢者が孤立することがないように、地域における見守りと支え合いの推進を図るとともに、いきいきとした実りある人生を送ることができるよう、高齢者の就労、社会参加の支援、人材コーディネート、ボランティアの支援、活動場所の情報の一元化、情報提供など、高齢者のいきがづくりを推進していきます。

【高齢者の社会参加・地域とのつながり】



4-1 社会参加を支援するしくみづくり

<現状と課題>

本市の65歳以上の高齢者人口は、平成26年4月末現在87,989人で、そのうち介護認定を受けている人は、17,989人(20.5%)であり、65歳以上の高齢者の多くは、介護を受けることなく過ごしています。

本市では、高齢者が地域で働く場として、シルバー人材センターの活動があります。シルバー人材センターは、健康で働く意欲のある60歳以上の人が、知識・経験・技能等を活かし、高齢者にふさわしい就業を通じて、社会参加することにより、いきがいを得て、ひいては地域社会の活性化を図ることを目的としています。

高齢者の集う場として、宅老所があります。宅老所は、民家改修型10か所、老人福祉センター等の公的施設利用型12か所の計22か所があり、介護予防の拠点としての機能も果たしています。

ともに支え合い助け合う地域の拠点づくりとして、地域交流デイサービスを開催しています。そして、老人クラブがさまざまな活動をしています。しかし、老人クラブの加入状況は、平成26年3月末で本市の高齢者人口の9.2%であり、加入率は年々減少しています。特に、新規登録者が少なくなっています。

平成26年度高齢者保健福祉アンケートにおいて、地域活動に参加していない理由としては、一般高齢「特に理由はない」27.6%、要支援認定者「健康・体力に自信がないから」57.2%が最も高くなっています。社会参加を促していくためには、市民に広く啓発していくことや、介護予防の体力づくりとともに、虚弱な人も安心して参加できる地域の受け皿が増えることが望まれます。

また本市では平成26年度から、高齢者の活躍の場の創出、健康増進と介護予防の推進を目的として、こうち笑顔マイレージ(ボランティア活動)^{*16}の取組が始まりました。平成27年1月末現在、ボランティア活動参加者197人、ボランティア活動受入機関92機関となりました。閉じこもりがちな人の社会参加の機会や、ボランティアを続ける励みになっているとの声もあります。

<今後の方向性>

● シルバー人材センターの活動について

今後も安定した運営を支援しながら、高齢者の豊富な経験・知識・技能を活かすことができるように、広く情報発信に努め、就労の機会を通じた社会参加の促進を図っていきます。

● なごやか宅老事業について

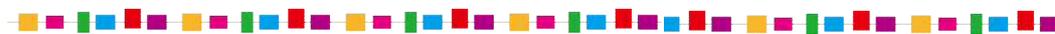
住み慣れた地域での生活を支えるネットワークづくりを促進する拠点として、なごやか宅老事業の運営を今後も引き続き支援します。

● 老人クラブの活性化について

会員を増やしていく取組みや、地域で活動する町内会、その他団体との連携を図り、協力し合える関係づくりを行います。

● こうち笑顔マイレージ(ボランティア活動)について

より多くの人々が活動に参加できるよう市民に広く啓発していくとともに、ボランティア活動の範囲を拡大する等、地域のニーズに合わせた取組を推進していきます。



<事業等>

- ・ シルバー人材センター運営補助(産業政策課)
- ・ なごやか宅老事業(高齢者支援課)
- ・ 地域交流デイサービス(高齢者支援課)
- ・ 高知市老人クラブ連合会の活動支援(高齢者支援課)
- ・ こうち笑顔マイレージ(高齢者支援課・高知市社会福祉協議会)

<指標・目標値>

- ・ 「地域活動に参加している人」の割合
一般高齢 54.7%(平成 26 年度) ⇒ 60%(平成 29 年度)
- ・ こうち笑顔マイレージ(ボランティア活動)登録者数
197 人(平成 27 年1月末) ⇒ 800 人(平成 29 年度)

※16 こうち笑顔マイレージ(ボランティア活動)

65 歳以上のボランティアとして登録した人が、介護保険施設等にてボランティア活動をした際にポイントを付与し、年間 200 ポイント(5,000 円)を上限に、ですかチャージ券や商品券等と交換することができる制度(ポイント交換は、要支援・要介護認定を受けていない、介護保険料の滞納がないことが要件)

4-2 地域での支え合い・助け合いのしくみづくり

<現状と課題>

誰もが住み慣れた地域で安心して暮していくためには、住民一人ひとりが積極的に地域の活動に参加し、おたがいさまの支え合い・助け合いのしくみづくりを行っていくことが重要です。

平成25年3月に高知市地域福祉活動推進計画を策定し、社会福祉法人高知市社会福祉協議会(以下「高知市社協」という)と一緒に、「おたがいさまの住民意識づくり」「地域福祉を推進するための体制基盤づくり」を重点目標として取り組んでいます。市内4圏域に9人の地域福祉コーディネーター^{※17}を配置し地域福祉活動を推進しています。その結果、サロン開設など各地区での多様な活動が生まれ広がっています。また、地域づくり研修会を開催し、住民同士の支え合いの意識を向上させるための啓発活動を行っています。

平成26年度高齢者保健福祉アンケートにおいて、地域活動(趣味、健康・スポーツ、就業以外の活動)に参加している人の割合は、一般高齢者20.3%でした。地域の身近な活動に参加する人が増えるように、今後、地域のニーズと社会資源・人材のマッチングが必要です。

<今後の方向性>

● 地域福祉活動推進計画との連携について

地域づくり研修会の開催など、ともに支えあうことのできるしくみづくりを進めていきます。また今後、地域活動の情報提供、住民主体で行っている活動の支援等を行っていきます。

● 多様な生活支援サービスの充実について

支援を必要とする高齢者が地域で生活を継続するためには、多様な支援ニーズがあり、公的介護サービス以外の生活支援サービスが必要です。地域のボランティア等の生活支援・介護予防の担い手の養成・発掘など地域資源の開発や地域ニーズと地域支援のマッチングなどを行っていく、生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)^{※18}の配置を検討していきます。

<事業等>

- ・ 地域づくり研修(高齢者支援課・高知市社会福祉協議会)
- ・ 生活支援コーディネーターの配置(高齢者支援課)

<指標・目標値>

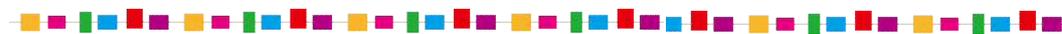
- ・ 「地域活動(趣味、健康・スポーツ、就業以外の活動)に参加している人」の割合
一般高齢者20.3%(平成26年度) ⇒ 25%(平成29年度)

※17 地域福祉コーディネーター

年齢に関係なく、地域社会の生活問題について、地域住民の主体性を高めつつ、住民自らそれらの問題を明確化し解決していくことを側面的に支援する高知市社協の職員

※18 生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者



第4章 その他の具体的施策

5 誰もが暮らしやすい社会環境，生活環境づくり

5-1 公共空間や交通のバリアフリー化

<現状と課題>

本市では，一定の要件を満たす公共的施設(特定施設)について，「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」(平成10年度)に基づき，整備内容を審査し，高齢者や障害者等に配慮した施設整備がなされるよう指導及び助言を行い，整備基準に適合した建築物等には適合証を交付しています。

交通に関しては，「高齢者，身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法 平成12年11月施行)」に基づき，高知市交通バリアフリー基本構想(平成15年4月)を策定しています。また，高知市交通バリアフリー道路特定事業計画(平成16年度)の整備進捗率は93.4%(平成26年度末)となっています。

過疎化，高齢化が進み，公共交通空白地及び不便地域である鏡，土佐山地区において，平成25年10月から「デマンド型乗り合いタクシー事業」を本格運行しています。これにより，利用者の自宅前での乗降が可能となり，平成25年度の利用者はこれまでの路線バスと比べ約1.5倍に増加しました。

<今後の方向性>

● 公共空間や交通のバリアフリーの推進について

公共空間や交通のバリアフリー化のためには，行政だけではなく市民や事業者の理解と協力が不可欠です。またバリアフリーに関して，年々市民の意識が高まっています。ひとにやさしいまちづくりについて，特定施設の整備が適性に行われるよう，今後も，事業者と計画段階での事前協議を行う等の普及・啓発に努めます。

バリアフリー新法^{※19}(平成18年12月)では，基本構想を策定できることとなっていますが，旧法に基づく高知市交通バリアフリー道路特定事業計画による道路整備を優先的に進めていく必要があり，新法に基づく基本構想については，整備状況を見ながら検討していきます。高知市交通バリアフリー道路特定事業計画の早期完了に向けて，今後も地元調整や予算確保に努め，快適かつ安全な移動が確保できるよう進めていきます。

<事業等>

- ・ 高知県ひとにやさしいまちづくり条例審査等(障がい福祉課・建築指導課)
- ・ 高知市交通バリアフリー基本構想(都市計画課)
- ・ 高知市交通バリアフリー道路特定事業(道路整備課)
- ・ 交通基本計画(交通政策課)



※19 バリアフリー新法

正式名称は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」。それまであったいわゆる「ハートビル法」(正式名称「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」)と交通バリアフリー法(正式名称「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」)を統合した法律



5-2 生活空間の環境整備

<現状と課題>

加齢や疾患により日常の生活動作に不自由が出てきたり、障害が残る病気になったりしたとき、住み慣れた家を改修することで在宅生活の継続が可能になります。また、住環境整備を行うことで介護者の負担軽減にもなります。

本市では、平成7年度から、介護保険制度の限度額を超えて住宅改修が必要な場合に、その費用の一部を助成する制度を設けています。

平成26年度には、身体状況に応じた住宅改造の必要性を考慮した、対象工事の範囲の見直しを行いました。

また、適切な住宅改修の実施に向けて、平成16年度から住宅改造アドバイザー事業^{※20}を実施しています。アドバイザーの関与により改修プランが変更されることも多く、オムツを使用していた人が、トイレの改修によりトイレでの排泄ができるようになったり、玄関を改修することで外出が容易になったりと自立支援につながる適切なアドバイスができています。さらに、対象者自身でできる動作が増えることで家族の介護負担の軽減につながる事例も多く、在宅生活をできるだけ長く続けられるような支援ができています。

<今後の方向性>

● 自立支援に向けた住環境の整備について

住宅改造助成事業の対象工事の範囲について制度要件を見直したことを、ケアマネジャー等に周知するとともに公報を行うことで利用促進をはかります。

また、住宅改造アドバイザー事業についても、質の確保とともに、自立支援につながった事例のケアマネジャーへの周知等による利用促進をはかります。

<事業等>

- ・ 住宅改造助成事業(高齢者支援課)
- ・ 住宅改造アドバイザー事業(高齢者支援課)

※20 住宅改造アドバイザー事業

専門的な知識を有するNPO法人に委託し、住宅改造助成事業及び介護保険制度等における住宅改修に関して助言するもの

5-3 福祉ニーズに応える住宅の整備

<現状と課題>

高齢化が急速に進む中で、高齢の一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加しており、高齢者が住み慣れた地域で必要な介護・医療を受けながら安心して暮らすことができる住まいの確保を図ることが、重要な課題となっています。

平成23年10月からサービス付き高齢者向け住宅^{※21}の登録制度が創設され、平成24～26年度で11件を認定し、429戸を供給しています。事業者の登録申請時には、関係課で検討会を開催し、入居者が介護の必要な状態となっても安心して生活できる住居となっているかどうかの視点で意見交換、審査しています。

従来の高齢者向け優良賃貸住宅は、サービス付き高齢者向け住宅制度の創設により同住宅制度に位置づけられることになりましたが、既存の8棟234戸については、地域優良賃貸住宅として、引き続き家賃補助を実施しています。

また、市営住宅については、高齢者世帯向住宅のように、入居者資格を制限した特定目的住宅を整備しています。市営住宅の建設当時は一般世帯向住宅の需要が高かったこともあり、現在、高齢者世帯向や高齢単身者向住宅の平均応募倍率が一般世帯向住宅より高い状態となっています。高齢者世帯付住宅(シルバーハウジング)には生活援助員を配置し、各種サービスを提供することで、高齢者の健康面、生活面の不安の解消を図っています。

<今後の方向性>

● 高齢者が安心して暮らすことができる住まいの確保について

高齢者の居住の安定の確保を図るべく、住宅分野及び福祉分野が連携して施策を実施することとしています。

サービス付き高齢者向け住宅登録制度では、単に住居の提供だけでなく、高齢者が安心して暮らすことができる住まいといった視点でハード・ソフト両面について情報や課題を関係課で共有していくとともに、サービス内容や入居にかかる費用等は施設によって違うため、高齢者に対する適切な情報提供を行っていきます。

市営住宅の建て替えにあたっては、高齢者世帯向や高齢単身者向の比率を高めるとともに、高齢者が日常生活を安全に過ごすための緊急通報システムの構築や見守り事業の実施等、関係部局との連携や民間事業の活用を検討していきます。

<事業等>

- ・ サービス付き高齢者向け住宅登録制度(住宅課・高齢者支援課・介護保険課)
- ・ 公営住宅制度(特定目的住宅)(住宅政策課)
- ・ 高齢者住宅等安心確保事業(高齢者支援課)

※21 サービス付き高齢者向け住宅

高齢者専用の民間賃貸住宅で、段差の解消等バリアフリー化や、生活相談や安否確認等が登録要件であり、都道府県・政令市・中核市が登録を行う。



5-4 災害時の支援体制

<現状と課題>

大規模な災害時には、行政による早期の個別対応が困難な場合も想定され、避難行動要支援者^{※22}が速やかに避難できるためには、近所同士で声を掛け合い、互いに助け合いながら避難を行う地域の力が必要不可欠です。そのため、地域の自主防災組織等で事前に避難行動要支援者を把握し、発災時に適切な支援を行うことが重要です。

本市では、平成 25, 26 年度に地域防災計画について見直しを行い、避難行動要支援者の要件や福祉避難所^{※23}の確保・運営等の要配慮者^{※24}対策について検討を行いました。また、平成 18 年度から3地区(浦戸, 種崎, 北高見)で災害時要援護者支援地域活動モデル事業を実施してきましたが、災害対策基本法の改正により避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務付けられたことに伴い、平成 26 年度から避難行動要支援者対策事業として取組を進めています。平成 26 年 12 月には、取組の全体像を示す「高知市避難行動要支援者の避難支援プラン(全体計画)」を策定するとともに、75 歳以上でひとり暮らしの方や要介護認定3~5を受けている方などを対象に名簿を作成しました。今後は、本人同意を得た上で平常時から地域の関係団体へ名簿情報の提供を行い、地域が主体となって、名簿情報を活用した個別計画の策定や防災訓練を行うなど、災害時における避難支援や安否確認等を円滑に行える体制の構築を進めていきます。

本市の自主防災組織結成率・数は、平成 27 年3月1日現在 87.8%(カバー率^{※25})、696 組織(142,233 世帯)となっています。自主防災組織の活動継続・育成強化に向け、平成 26 年度末に自主防災組織連絡協議会を設立するとともに、自主防災組織結成率 100%をめざしています。

福祉避難所については、平成 27 年3月1日現在、本市所管施設、老人ホーム等 26 か所を指定しましたが、さらなる施設の確保とともに運営体制の構築も重要です。

また、津波から人命を守るための緊急避難場所としての津波避難ビルは、平成 27 年3月1日現在 265 か所を指定し、その他、避難路 142 か所、津波避難センター1棟、津波避難タワー2基を整備しています。

単身高齢者世帯等の防災訪問は、各種災害による避難障害及び通報能力の有無等を確認する上で大きな成果を得ています。今後は、急速な高齢化による対象者の増加が予測され、対象者の絞り込みも課題です。

平成 24 年度から高知市総合防災情報システムを活用した要配慮者の情報共有システムが稼働し、要配慮者の支援活動に関して、健康福祉部、防災対策部、消防局での情報共有が可能となりました。

<今後の方向性>

- 本市全体の防災対応力の向上について

平成 26 年度修正の地域防災計画に基づき、要配慮者対策をはじめとするさまざまな対策を推進し、本市全体の防災対応力の向上をめざします。

避難行動要支援者対策事業では、避難行動要支援者名簿を活用した個別計画策定や、地域での日頃の見守りや支え合いといった地域活動と防災活動の一体的な取組が、実効性

の高い避難支援等につながります。これまでのモデル事業のノウハウも活かしながら、地域と行政が協働して事業を進めていきます。

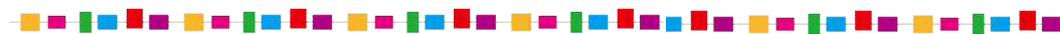
自主防災組織連絡協議会の結成により、各地区の情報交換や活動の連携、協力体制の構築をめざしていきます。

福祉避難所及び津波避難ビル等については、引き続き、社会福祉施設や民間施設等との協議を進め、協定等により確保するよう努めていきます。また、福祉避難所は、支援者の確保や支援体制の確立、物資の備蓄等について方策を検討していきます。

<事業等>

- ・ 地域防災計画(防災政策課)
- ・ 避難行動要支援者対策事業(健康福祉総務課)
- ・ 福祉避難所整備事業費補助金(健康福祉総務課)
- ・ 自主防災組織育成強化事業(地域防災推進課)
- ・ 津波防災対策事業(地域防災推進課)
- ・ 単身高齢者世帯等防災訪問(消防局予防課)
- ・ 災害時緊急対応ショートステイ事業(高齢者支援課)

-
- ※22 避難行動要支援者
要配慮者のうち、生活の基盤が自宅にあり、かつ災害が発生し、または発生する恐れがある場合に自ら避難することが著しく困難である人
- ※23 福祉避難所
高齢者や障害者等、一般的な避難所では生活に支障がある人を対象に何らかの特別な配慮がされた施設
- ※24 要配慮者
高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等特に配慮が必要な人
- ※25 カバー率
全世帯数のうち、自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数の割合をいう。本市の場合、小街ごとに算出し、その積算をして市全体のカバー率とする。



5-5 生涯学習・生涯スポーツを推進するためのしくみづくり

<現状と課題>

市民の生涯学習活動を支援するため、平成6年から小学校の余裕教室を学校教育に支障ない範囲で、「生涯学習室」として開放しています。平成22年からは老人クラブによる文化活動や、いきいき百歳体操などにも利用されています。

中央公民館やふれあいセンター等の公立公民館では、あらゆる年齢層の市民を対象にさまざまな分野の講座を開催しており、いきがいつくりや交流の場として多くの高齢者にも利用されています。高齢者を対象とする講座としては、中央公民館で、55歳以上を対象に「いきいきセカンド☆ライフ講座」を開催しています。

また、公立公民館以外でも、地域の自治公民館等で自治公民館主催の講座や、自主学習グループの学習活動などが展開されており、いきいき百歳体操に代表されるような健康に関する実技や歴史学習、防災学習など、さまざまな学習活動を自主運営で実施しています。

生涯スポーツに関しては、50歳以上を対象に含め、スポーツ活動継続のきっかけづくりを目的としたスポーツ教室やイベントを開催しています。今以上にスポーツ教室を充実していくことや、スポーツで地域の活力を高めるための地域組織を育成することが挙げられます。

<今後の方向性>

● 生涯学習、生涯スポーツの活性化について

自治公民館の活動を支援するなど地域に密着した生涯学習活動の活性化を図ります。

中高年からスポーツ活動に参加するきっかけづくりとして、健康体操、ニュースポーツ等の各種教室の開催のほか、本市の各地区の町内会を含めた地区体育会等を通じて、身近な地域で気軽に体操やスポーツに親しめるしくみを考えていきます。

<事業等>

- ・ 健康福祉センター、老人福祉センターでの各種講座開催(高齢者支援課)
- ・ 学校施設開放推進事業(生涯学習課)
- ・ 高知市文化プラザでの文化事業や各種講座等の開催(高知市文化振興事業団)
- ・ 公立公民館や自治公民館等での各種講座開催(生涯学習課)
- ・ 中高年スポーツ事業(高知市スポーツ振興事業団)
- ・ 地区体育会事業への支援等(スポーツ振興課)

6 権利擁護の推進

6-1 高齢者虐待の早期発見・支援

<現状と課題>

平成18年4月から高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(以下「高齢者虐待防止法」という)が施行され、地域高齢者支援センターが高齢者虐待に関する相談窓口となり、市民や関係機関に対し、高齢者虐待や相談窓口の周知と支援を行ってきました。

制度の浸透とともに地域高齢者支援センターに寄せられる高齢者虐待に関する相談・通報は、増加傾向にあります。しかし、複雑多様化する高齢者虐待に関して、高齢者支援センターなど行政だけで対応することは非常に困難なケースが増えています。

そこで、「高知市高齢者虐待予防ネットワーク会議」を開催し、各専門機関とともに本市の高齢者虐待に関する課題の共有、解決策の検討などを行ってきました。地域高齢者支援センターの対応事例については、専門機関介入ネットワーク会議にて専門機関とともに、事例の検討を行っています。

しかし、社会情勢や家族関係などの複雑な背景を要因として引き起こされる高齢者虐待に対して、今後さらに職員の資質向上や対象者の把握、地域や関係機関とともにかかわる体制づくりなどが求められています。

養介護施設従事者等による虐待への対応は、平成24年4月から平成26年10月までの間に、通報等に基づき7件の実地指導を行いました。

<今後の方向性>

- 虐待の早期発見・予防について

市民からの相談や対応の中心となる地域高齢者支援センター職員や関係機関を対象に研修等を実施し、相談・支援体制を強化します。また、広報や健康講座等を活用し市民への啓発も行います。

- 関係機関との連携について

今後も虐待予防ネットワーク会議を継続し、関係機関と高齢者虐待に関する課題や支援体制の検討を重ねるとともに、必要に応じて専門機関介入ネットワーク会議を開催し、専門家とともに事例検討を行います。

- 養介護施設従事者等による虐待防止について

高齢者虐待防止法においては、養介護施設従事者等による虐待防止を事業者(設置者)の責務として位置づけています。高齢者虐待防止のための苦情処理体制や相談体制、職員研修等、事業者がその責務で対策を進めるように、実地指導や集団指導等をより充実します。

<事業等>

- ・ 高知市高齢者虐待予防ネットワーク会議(高齢者支援課)
- ・ 専門機関介入ネットワーク会議(高齢者支援課)
- ・ 一時保護としての緊急ショートステイ事業(高齢者支援課)
- ・ 介護サービス事業所への実地指導(介護保険課)



6-2 権利擁護の普及推進

<現状と課題>

今後、高齢者人口の伸びとともに、認知症高齢者の増加も見込まれています。

認知症等により、判断能力の低下を余儀なくされた高齢者の生活全般に関わる意思決定を代行・支援する場合や、適切な財産管理を行うため活用する制度に成年後見制度があります。

身寄りのない重度認知症高齢者等で必要な場合(申立人が不在など)には、市町村長が家庭裁判所に後見開始の審判申立を行っています。市町村長申立の対象者が低所得の場合、後見人への報酬について助成する制度もあります。

判断能力が不十分な認知症高齢者等については、高知市社協による日常生活自立支援事業の制度利用を促進しています。

また、平成24年度から成年後見に関する相談窓口や裁判所への申請手続きの支援や後見人の支援・養成を行う成年後見サポートセンターを高知市社協が設置し、運営されています。平成25年度からは市民後見人の育成を目指した研修会も実施しています。

平成26年度高齢者保健福祉アンケートにおいて、「成年後見制度」について「聞いたことがあり、意味も知っている」と答えた人は、一般35.4%、一般高齢31.5%と、平成23年度のアンケートより、一般では7.4ポイント、一般高齢では4.5ポイント増加し、市民への啓発の成果が出ています。しかし、「日常生活自立支援事業」について「聞いたことがあり、意味も知っている」と答えた人は、一般11.6%、一般高齢13.4%と、非常に低い結果でした。

<今後の方向性>

● 普及啓発について

「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」の効果的な利用促進に向けて、高齢者の権利擁護の推進に努め、また、市民への権利擁護に関する情報を普及啓発していきます。さらに、高齢者自身が早い段階から、将来、判断能力が低下したときに備えて、予め自らの思いを伝え、準備できるような権利擁護のしくみ(任意後見制度等)の普及啓発も行います。

● 関係機関との連携について

高知市地域高齢者支援センター、高齢者の権利擁護に関する関係機関や、高知市社協が運営する成年後見サポートセンター等との連携を図りながら支援を充実させていきます。

<事業等>

- ・ 高知市成年後見サポートセンター運営事業費補助(高齢者支援課)
- ・ 成年後見制度利用支援事業(高齢者支援課)
- ・ 高知市成年後見サポートセンター事業(市民後見人の育成)(高知市社会福祉協議会)
- ・ 日常生活自立支援事業(高知市社会福祉協議会)

7 介護保険を円滑に実施するために

7-1 介護保険の情報提供

<現状と課題>

介護保険は、施行後、間もなく15年が経過しようとしています。平成18年の改正では、介護予防の推進をめざして、重度化予防・状態の維持改善を図るための地域支援事業が導入されました。本市では市内5か所に地域高齢者支援センターを配置し、介護予防マネジメントや福祉サービスのマネジメントの他、高齢者虐待への対応等を行い、17か所の地域高齢者支援センター出張所とともに、地域の窓口機能も担っています。

本市では、一人暮らしや高齢者世帯が増加してきたことから、第5期介護保険事業計画期間に、地域密着型サービスとして、地域密着型介護老人福祉施設29床、定期巡回・随時対応型訪問介護看護3事業所、認知症対応型通所介護2事業所、複合型サービス1事業所等を整備しました。

本市の人口は減少していますが、65～74歳被保険者は、平成25年度43,336人から、平成26年度45,920人に増加し、75歳以上は、平成25年度42,821人から、平成26年度43,270人に達しています。要介護(要支援)認定を受けた人は、平成25年度18,215人から平成26年度18,518人に達し、年間260億円余りの介護給付費を要するまでに至っています。

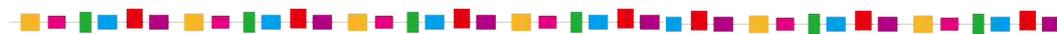
国は、団塊の世代の高齢化に向けて、要介護状態となっても可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう医療・介護・予防・生活支援サービス・住まいのサービスを一体化して提供できる「地域包括ケア」の実現を掲げています。

<今後の方向性>

本計画では、平成26年度高齢者保健福祉アンケートの分析を踏まえて圏域ごとの検討を行い、在宅生活を支援するために必要なサービスを整備することを予定しています。

利用者自身が自立した生活をするために必要なサービスを選択できるよう、介護事業所に対し、改正された制度の周知・徹底を図るとともに、質の向上を図るための研修を実施し、在宅生活を支援するために相互に連携できるしくみづくりに取り組みます。

介護保険は、加齢等により、日常生活において支援が必要になった人が、再び自立した生活ができるよう介護サービスを利用できる制度であり、必要な情報として、認定の申請に際して介護事業所一覧を配布するほか、高齢者支援センターや出張所による個別の説明、パンフレット等の配布により引き続き、情報提供をしていきます。また、適切な利用を促進するための情報提供を進めるとともに、ケアマネジャーや介護事業者に対する改正された制度の趣旨及び内容の理解を促進するための研修や実地指導を行っていきます。



7-2 介護相談，苦情への対応

<現状と課題>

本市では，市役所内に高知市介護保険相談コーナーを設置し，市民からの介護保険に関する相談等を受けて助言を行っています。

平成 25 年度は，延べ 692 件の相談を受け，その内訳は，在宅サービスに関する約 200 件，特別養護老人ホーム等の介護保険施設に関する約 96 件，認定に関する約 90 件等で，制度全般に関する約 40 件でした。

寄せられた苦情に対しては，定期的を実施する実地指導や直接の苦情等を受けて随時に実施する調査において実地確認し，適切な運営等が行われるように必要に応じて指導や助言を行っています。

介護事業者には，利用者や家族からの苦情相談に適切に対応するために，苦情相談窓口を設置し，苦情受付担当者や苦情解決責任者等を配置して，苦情を介護サービスの質を高める手段として適切に対処することが義務付けられています。

特に，地域密着型サービスについては，利用者，家族，地域住民，市職員らが参加する運営推進会議の開催が義務付けられており，開かれた事業運営が行われることに寄与しています。

<今後の方向性>

苦情相談は，親族が利用していることから言いにくいという側面はぬぐい切れず，また，苦情として寄せられるもの以外にも存在する可能性があります。

新たに事業を開始する事業者も増えていることから，今後も引き続き介護事業所の指導，育成に取り組む必要があります。

一人暮らしや高齢者世帯が増加し，社会情勢のさまざまな変化等から，介護サービスについて寄せられる苦情や相談の内容は，年々多様化しています。市民からの苦情に対して適切に対応できるよう職員の能力向上は必要不可欠であり，研修等による能力の向上に努めます。

介護保険法に規定されている苦情相談に対応する機関である高知県国民健康保険団体連合会との連携を強化し，迅速かつ適切な苦情対応を行うことのできる体制を整えます。

<事業等>

- ・ 介護事業者への集団指導，実地指導（定期，随時）（指導監査課）
- ・ 苦情相談による指導・助言（随時）（介護保険課）